

令和5年3月13日

◎土居委員長 ただいまから、産業振興土木委員会を開会いたします。

(9時59分開会)

◎土居委員長 本日の委員会は、10日金曜日に引き続き「付託事件の審査等について」であります。

《観光振興部》

◎土居委員長 それでは、観光振興部について行います。

まず、部長の総括説明を求めます。なお、部長に対する質疑は、各課長に対する質疑と併せて行いたいと思いますので、御了承願います。

◎山脇観光振興部長 観光振興部から本議会に提出しております議案につきまして、総括的に御説明させていただきます。お手元の議案参考資料の青のインデックスで観光振興部とついたページを1枚お開きください。こちらが当部の当初予算の総括表です。真ん中の網かけのところに令和5年度の列がありますけれども、その下から2段目に部の合計があります。観光振興部の令和5年度一般会計の当初予算額は31億3,000万円余りで、その左にあります令和4年度当初予算、約98億円と比較しますと、66億円余りの大幅な減となっております。これは、上から2段目の観光政策課欄に内書きで記載しております令和4年度の当初予算の中に高知観光トク割キャンペーンや高知観光リカバリーキャンペーンといった需要喚起策に係る経費68億円余りが計上されていたことによるものでして、それを除いた額で比較いたしますと、一番下の段にありますように、1億8,000万円余りの増額予算となっております。

次に1枚おめくりください。A3の資料をお開きいただきまして、こちらが来年度におけます観光振興部の主な取組を1枚にまとめた資料です。表題のすぐ下の箱にありますように、観光分野全体の目標として赤字で記載しております観光総消費額と県外からの観光入り込み客数の2つを設定しております。中ほどに令和4年とありますが、まだ数値が確定しておりませんので、当初の目標値を入れておりますけれども、おおむねコロナ前の8割強までは回復しているのではないかと見込んでおりまして、正式な数値が確定いたしましたら、改めて直近の委員会で御報告させていただきます。

その下に「つくる」、「売る」、「もてなす」という3つの施策群に分けて記載しております。来年度は何と言いましても、真ん中に記載しておりますように、観光博覧会「牧野博士の新休日」の開催を通じて、一連の施策の底上げを図ってまいります。

私から主な施策のみ御説明いたします。まず左上の緑色、「観光商品をつくる」のところでは、(1)の2ポツ目「らんまん」の放映によりまして注目が集まる県内の草花スポットにつきまして、そこからさらに周辺の地域へと周遊していただくための仕組みや受入体制を充実させてまいります。

そしてその2つ下の4ポツ目、来年度は、長期滞在型の観光地域づくりに向けた取組を強化したいと考えております。このため、広域観光組織が取り組む観光客の人流データなどを活用した周遊促進や、滞在時間の延長などに向けた施策を支援してまいります。

次に右側のオレンジ色の枠、「売る」を御覧ください。（1）にありますように、「らんまん」の放送という絶好の機会を生かし切るように、県外へのプロモーション施策を大幅に強化し、全国からの誘客を図ってまいります。

次に左下のピンク枠、「もてなす」の取組です。（3）の2ポツ目を御覧ください。近年、宿泊施設での満足度を重視する観光客の割合が増えていることに加えまして、今後、本県が滞在型観光を進めていく上で、宿泊施設が果たす役割が大変重要となってまいります。このため、その魅力や機能を高めていくための施策を拡充してまいります。

そして最後に青い枠、いずれの施策群にも関わってまいります。国際観光の推進についてです。既に報道もされておりましたが、先週金曜日から外国の大型客船の高知寄港も再開いたしました。また、かねてより調整を重ねておりました、台湾から高知龍馬空港への定期チャーター便の就航も内定いたしました。明日の午後に台北市内におきまして、旅行会社と航空会社と高知県による3者の共同記者発表を行う予定で、高知県からは濱田知事が出席いたします。この定期チャーター便の就航を契機に、台湾からのインバウンドもしっかりと取り込みまして、将来的な定期便、一般の方も乗れる定期便化にもつなげていきたいと考えております。

それぞれの施策につきましてはこの後、担当課長から順次御説明させていただきます。また、2月補正予算につきましてもこの後課長から詳細を説明いたしますので、私からの説明は省略させていただきます。

以上でございます。

◎土居委員長 続いて、所管課の説明を求めます。

〈観光政策課〉

◎土居委員長 最初に、観光政策課の説明を求めます。

◎鈴木観光政策課長 それではまず、令和5年度当初予算案について御説明をさせていただきます。資料②議案説明書（当初予算）の339ページをお願いいたします。歳入について主なものを御説明いたします。資料左端の科目欄の中ほど、7観光振興費補助金6,630万9,000円は右の説明欄にありますデジタル田園都市国家構想交付金として、歳出予算のデジタル関連事業に充当する国の交付金です。

続きまして、歳出について御説明いたします。1ページ飛ばしまして341ページをお願いいたします。資料右端の説明欄に沿って主な事業を御説明いたします。まず上から4つ目の観光客動向調査委託料は、本県を訪れた観光客の動向や満足度などを調査いたしまして、観光政策の立案に活用するものです。

その下の四国ツーリズム創造機構等負担金は、四国4県が連携し観光振興を図る四国ツーリズム創造機構に対する負担金が主なものです。

次の342ページをお願いいたします。一番上の観光情報発信支援業務委託料は、本県の観光情報を全国のテレビや雑誌などに取り上げていただくため、マスメディアを集めた情報交換会などを開催するものです。

2つ目の観光振興推進事業費補助金と、その次、博覧会推進事業費補助金の2つの補助金につきましては、後ほど参考資料を使って御説明いたします。

次に、2つ飛ばしまして、観光特使活動推進事業委託料は、観光特使の皆様にご活動いただくための名刺の作成や観光情報の提供を行うものです。

その下の渋滞対策等事業委託料は、ゴールデンウィークやお盆休みなどに高知中心部での渋滞を緩和するため、警備員の配置や駐車場マップの配布などを委託するものです。

2つ下に行きまして、バリアフリー観光相談事業等委託料は、誰もが安心して本県の観光を楽しんでいただくため、相談窓口の設置やバリアフリー観光に対する理解の推進などに取り組むものです。

その下、旅館業事業継続計画策定支援事業等委託料は、南海トラフ地震の発生に備え、旅館ホテルでの事業継続計画、いわゆるBCPの策定などの支援を行うものです。

次に、お手元にお配りいたしました議案参考資料、赤のインデックス、観光政策課とついた1ページをお願いいたします。こちらは高知県観光コンベンション協会に対する観光振興推進事業費補助金の概要です。来年度予算としましては、資料右上にありますように、9億4,798万9,000円を計上させていただきました。これは昨年度当初と比較いたしまして約5,100万円の増額となっております。増額の要因は、観光博覧会やインバウンド需要の回復に合わせた必要経費を計上したことなどによるものです。

補助事業の内容につきましては、資料中ほどから下にまとめております4つの柱となります。まず左上の1観光客受入事業は、こうち旅広場での観光情報の発信や龍馬パスポート等の取組により、観光客の地域への周遊を促すものです。また観光博覧会の開催に伴いまして、MY遊バスの増便を行います。

左下の2国内誘致事業は、国内の旅行会社へのセールス活動や本県への旅行商品の造成販売を促す助成などを行うものです。

次に右上の3国際誘致事業ですが、インバウンド観光を推進するため、海外に向けたセールス活動やプロモーション、チャーター便の誘致などを行うものです。

最後に右下の4プロモーション事業は、観光情報を発信するためのパンフレット等の作成、あるいは観光ポータルサイト「こうち旅ネット」の運営などを行うものです。

次の2ページをお願いいたします。こちらは観光博覧会「牧野博士の新休日」の今後の展開をまとめた資料となります。資料右上に記載しておりますとおり、博覧会の推進協議

会の補助金として7億5,399万2,000円を計上させていただきました。これは9月議会で御承認いただきました債務負担行為の現年化分を含んだ額となります。資料の上3分の1にトピック・企画等、中ほどに誘致・広報事業、下の段に受入事業といたしまして、それぞれのスケジュールをまとめております。ドラマの放送は4月3日から半年間になりますが、博覧会の開催期間は3月25日から来年の3月31日まで、約1年間を予定しております。表の上のほうに赤い帯で重点PR期間と書いておりますが、集中的なプロモーションの山場を2回つくっていきたいと考えております。3月25日の開幕ですけれども、牧野植物園をはじめ、佐川町、越知町などのメインエリアを中心に、ドラマ出演者をゲストにお招きいたしまして、オープニングイベントを開催する予定としております。

主な事業につきまして御説明いたします。3ページをお願いいたします。まず誘致・広報事業についてです。企業やゆかりの地と連携いたしまして、まず大手書店との連携とありますが、全国に大型店舗を展開いたします蔦屋書店、それとその下の丸、大手旅行かばんメーカーのエースとなりますが、こうした多くのお客さんが来訪する店舗で高知県フェアを開催いたしまして、全国へのPRを進めてまいります。また、左下から右上にかけて書いておりますように、雑誌やテレビなどのマスメディアを活用した情報発信を展開してまいります。

次に、右側の真ん中ほどに県外等の交通拠点等での広報といたしまして、東京山手線、大阪環状線での交通広告を実施するとともに、飛行機の機内誌を活用した広報などを展開する予定としております。

4ページをお願いいたします。受入事業の主な取組となります。まず左上、特別イベントの開催といたしまして、高知城での大規模な夜間イベントを来年度の冬場に開催する予定としております。また県内各地域への周遊を促進するキャンペーン企画として、草花をテーマにしたデジタルスタンプラリーなどを実施する予定としております。さらに左下にありますように、花によるおもてなし活動といたしまして、農業高校など、県内の学生に御協力いただきまして、主要観光施設や道の駅に花のプランターを設置いたします。また右上にありますような、地域が主催されるイベントの支援、そして右下にありますように、五台山や桂浜、佐川町と越知町での混雑時の渋滞対策を実施してまいります。

次に5ページをお願いいたします。先ほど御説明いたしました博覧会推進事業費補助金の交付につきまして、高知県と博覧会推進協議会、それぞれの代理人が高知県知事となりますことから、民法で定める規定に基づき、あらかじめ双方代理の許諾を頂くものです。なお、6月議会の補正予算案でも同様の許諾を頂いておりますが、今回、新年度の補助金となりますことから、新たに許諾を頂く必要が生じたものです。資料の内容は6月補正のときと同じですので、ここでの説明は省略させていただきます。

続きまして、補正予算案について御説明させていただきます。資料④議案説明書（補正

予算)の157ページをお願いいたします。補正額の欄の計のところにあります4億4,155万6,000円の減額補正をお願いするものです。

表の右端の説明欄を御覧ください。上から2つ目、観光需要喚起事業実施委託料は、高知観光トク割キャンペーンの実施に係る経費です。これは財源となる国の補助金による追加の配分額が12月補正時に見込んでいた額を下回ったため、見込額と実際の配分額の差額1億1,000万円余りを減額するものです。

観光振興推進事業費補助金は、観光コンベンション協会に対する補助金となります。これは9月議会にて御承認いただきましたチャーター便誘致に係る減額補正が主なものとなります。なお、チャーター便の誘致につきましては、後ほど国際観光課から御報告をさせていただきます。

観光キャンペーン推進事業費補助金は、交通費用の助成を行っておりました高知観光リカバリーキャンペーンにつきまして、全国旅行支援の開始が当初の予定より大幅に遅れたため、需要が想定を下回ったことによる不用の見込額1億3,500万円余りを減額するものでございます。

最後の博覧会推進事業費補助金は、博覧会推進協議会の負担金として高知市から頂ける見込みとなった4,500万円を減額するものです。

次に繰越明許費について御説明いたします。次の158ページをお願いいたします。表の中ほど、左のうち繰越予定額の欄にございますとおり、29億8,925万5,000円の繰越しをお願いしております。これは全国旅行支援につきまして、国から追加で配分された予算を活用いたしまして、新年度、4月以降も引き続き高知観光トク割キャンペーンを実施するため、予算を繰り越すものです。

説明は以上となります。

◎土居委員長 質疑を行います。

◎中根委員 予算のところで、観光客動向調査委託料711万6,000円ですけれども、どこに委託をするのか教えてください。

◎鈴木観光政策課長 委託先につきましては、公募型プロポーザル方式により提案を募りまして、審査の結果、1位と見込まれる受託者と契約を結んでいくこととなります。

◎中根委員 その動向調査の仕方ですけれども、どんなふうに調査するかも含めてプロポーザルで選ぶということですか。

◎鈴木観光政策課長 基本的な仕様は固めておりまして、一応県内の調査ポイントを10地点で年間4季節ごと、全部で4,000サンプル取る。これは、実際来られた県外の観光客の方に対面方式で、どこから来られたのかとか幾らぐらい消費されているのかといったものを仕様で定めまして、それに応じて御提案を頂くという形にしております。

◎中根委員 基本的な質問項目は、全国共通のような下敷きになるものがあるんですか。

◎鈴木観光政策課長 特に全国共通というものはなくて、高知県のオリジナルというか、調査する項目を我々で検討して決めております。

◎中根委員 例えば家族で観光に行ったらぱっと質問されるときに、幾らぐらい予算をお持ちですかとかいろいろ聞かれることに気持ちのいい人と、そこまで聞くのかみたいな人もいるんじゃないかと思って。聞き方は案外難しいんじゃないかなという気持ちがするんですけども。動向調査のときに観光客の方たちの足を止めて質問に答えていただくことへの配慮項目の考え方を課がどんなふうにお持ちなのかを教えてください。

◎鈴木観光政策課長 もちろん強制ではありませんので、答えたくない方についてはお答えいただかなくてもいいという形にはしておりますが、必要なサンプルは頂きたいので、数はそろえていただくということにはなるんですけども、一応調査のときに、例えば簡単な粗品というか、高知県の観光に関するちょっとしたノベルティーといったものをお出しするように、仕様書の中でうたっております。

◎上治委員 部長が説明された2ページ目なんですけど、観光総消費額を令和5年度に約1,288億円以上ということで、多くの観光費をつぎ込んでこれだけの効果を得られるということなんですけど、この1,288億円以上は、言ったら観光なんで、一番お金を使うのは宿泊、あるいは土産等は考えられるけど、内容はどんなものなんですか。

◎鈴木観光政策課長 動向調査の中で大体項目も決めておまして、主なものとしては宿泊費、土産物代、県内の交通費、あと飲食ですね。それぞれ大体お幾らぐらい消費されたかを足し合わせまして、昨年ですとそれが1人当たり2万6,000円ぐらいになっております。それに入り込み客数の推計の人数を掛け合わせたものが総消費額という形ではじております。

◎上治委員 柱の3番に、専門家による宿泊施設の魅力向上。ちょっと聞いたのが、ふだんは素泊まり五、六千円で泊まっているところがホテルによると8,000円ぐらいまで上がって、キャンペーンで下がっておると。今回「らんまん」で多く来るとなるとまた宿泊代がずっと上がるような動向を聞いたことはないですか。

◎鈴木観光政策課長 消費単価を分析しますと、令和3年より令和4年のほうが若干上昇しておまして、要因を見ますと、例えば燃料代が上がる、交通費が上がっていたりとかですね。宿泊代も若干上がっております。この辺の分析ですけども、例えば、先ほどおっしゃったような割引キャンペーンがあって、少し高いホテルに泊まる場所も増えてきているのかなというのがありますが、実際お聞きすると、単価もここ最近結構上がってきているとはよくお聞きするところですので、そういったところも要因と考えております。

◎上治委員 価格が上がることはホテルの経営のことなんで。ただ、すごい便乗値上げみたいにして上げられるのは、本当にいいのかなという思いがあります。

あと宿泊施設の魅力向上のアドバイス。高知市でいえば、城西館であるとか阪急とかか

ら始まって、通常のビジネスホテルまで幅が広いですけど、どういうところをターゲットにしているのか、どういう流れでいこうとしているのか教えてください。

◎山脇観光振興部長 今年度から取り組み始めた事業ですけれども、宿泊施設はそれぞれの事業者によって魅力上げてもらうことが基本だと思うんですけども、宿泊施設の魅力上げていくことによって単価を上げて付加価値を高めていくことの必要性について、まず、大勢の方に参加いただいてセミナーを開いて、その中で個別に、こういうところを今後磨いていく必要があるとか、他県の状況なども説明を頂いた上で、個別の旅館・ホテルに、アドバイスをしてほしい施設を募りまして、そこに直接アドバイザーの方を派遣していくようにしました。店舗によってとか、場所によってもいろいろ違うんですけど、そもそも旅館・ホテルとしての戦略がないとか、つくるべきだとか、臭いが駄目だとか接客をちゃんとしなさいとか、いろんなパターンがありますけども、そういうアドバイスがあった上で、それぞれのホテルが手を打っていくということを今年度やったところですよ。

◎上治委員 受け入れるところがしっかりした対応をしていかないといけないんですが、もう一点は自分たちは郡部であるんですけど、落ち込む前はなかなか高知市内で泊まる場所がないとよく聞いていて、それぞれの市町村長と会ったときに、急遽泊まらなければいけないといっても、もうどこ探しても、平日でもホテルがない。ずっとこんな状態だろうかといったらコロナで全然逆になったけれども。旅行会社が団体で押さえてしまうかどうかは分かりんですけど、アンケートを取ったり調査したりして把握はしていると思うんですけど、今回も4月が始まると、高知市内は宿泊が足りない状況が続くだろうという想定をしているんですか。

◎鈴木観光政策課長 宿泊のいろいろなデータを見ますと、相当コロナ前ぐらいまでに戻ってきておりまして、例えばゴールデンウィーク期間であったりとか、特に高知市内の場合ではよさこい祭りの期間中であつたりはなかなか取れないという状況がコロナ前は起きていたところがありますので、そういった時期にはやはり想定されるかと思えます。

◎桑名委員 4ページですけども、令和5年度受入事業の主な取組で、ナイトタイムエコノミーですが、令和4年の夜間イベントの実績って、私も関係者なんかに聞いたらちょっと厳しかったと。私も1回行ったんですけども、内容はすごくよかったです、そこはどう捉えていますか。

◎鈴木観光政策課長 まず入り込みの実績ですけれども、令和3年度のトータルが6万6,887人で、今年度が5万1,565人、トータルでいくと1万5,000人ぐらい減らしておりますが、県外のお客様に限っていうと昨年度が3万2,908人、今年度が3万4,394人で、県外の方は今年度のほうが多く来られたので、経済効果的にはさほど遜色なく、今年度も実施できたのかなと。それと、お客様のアンケートを取っておりまして、満足度が95%を超えるぐらいに出ておりまして、そういった意味でも今年度のコンテンツは、来ていただいたお

お客様には満足いただけたのかなと捉えております。

◎桑名委員 それやったら安心しました。私も行ってみたらすごいよくて、これは皆さん方に行ってもらいたいなと思ったけど、令和3年よりは入り込みが厳しくなっていると言っていたんですけど、県外の人たちが来ていたらよろしいかと思います。

もう一つ、今度は別なんですけども、これからどんどん県外の方、国際的にも来るんで、県からもう一回県民の皆さん方におもてなしの心を。これからたくさん来ますよと、そのときにおもてなしをしてくださいねと。してくださいというのもおかしいけども。例えば2人で写真を撮っていたら、お2人のところ一緒に撮りますよとか、何か道を探してたらというような。昔、うちもおもてなし課ってあったんですけども、もう一回おもてなしというので何かアナウンスしてもらったら、県民の人たちもそうだから人があるからということで、いいものができるのではないかなと思っていますけど。

◎山脇観光振興部長 その件に関して、実は今週の木曜日におもてなし県民会議を開催いたします。通常はいろんな意見を出してもらったりとかするんですけど、今回のおもてなし県民会議では先ほど言われたような、手を振りましょうとか、写真、地図を広げて撮りましょうということを、幾つか宣言のような形で、県民会議としておもてなし宣言をするということで、マスコミの方にも協力いただきながら、そうした雰囲気、機運を上げていくような発信をしたいと思っています。

◎桑名委員 ぜひお願いします。

◎弘田委員 旅館業事業継続計画策定支援事業等委託料794万8,000円ですけど、BCPは大切だと思うんですが、大体何%ぐらい既に策定されているか、統計は取られていますか。

◎鈴木観光政策課長 まず従業員50名以上の比較的大きな規模の施設につきましては、県内15施設あるんですけども、全て完了しております。現在力を入れておりますのが50名未満の施設でして、全部で594施設あります。その中でも特に、今の第4期南海トラフ地震対策行動計画の中で、10名以上50名未満に注力いたしまして、そこは54事業所ございます。そこをまず目標に取り組んでおりまして、昨年度と今年度で、およそ20施設ぐらい完了している状況になっております。

◎弘田委員 このBCPは南海トラフ地震でできたというか、こういうのをつくらんといかんとなったんですけど、今回のコロナみたいなパンデミックでも、同じような継続計画が必要じゃないかなというイメージがあって。そういったところは考えられてないんでしょうか。

◎鈴木観光政策課長 今、取り組んでいる事業所の中でも特に高知市の津波避難浸水区域とかを中心にやっておりまして。県全域ということについては、今後課題かなというところもありまして、取り組んでいきたいと考えております。

◎弘田委員 なかなか取り組まれていないということだと思ってしまうんですけど、こういった考

え方も必要じゃないかという提案ぐらいは、今していたほうが良いような気がしますけど、部長どうですか。

◎山脇観光振興部長 津波避難計画とか訓練とかはよくやられておりますし、コロナの対応もそうですけど、その都度ホテルの中でやるべきことというのはかなり計画的にもやられておるんですけど、BCPということになりますと、チェーン店だったり、支配人と実際の経営者が違うという施設がほとんどでして、どうやって残していくのかに関しては大変な部分があります。ただ、言われましたような、今回南海トラフ地震の話が中心でしたけども、そういったことも含めて私のほうから話をしておきたいと思います。

◎下村副委員長 先ほどの桑名委員の、おもてなしの関係につながっていく話かもしれませんが、この委員会でも以前から何度か話題にもなったんですけど、ここ最近のトレンドを見ていても、よっしゃ高知に行こうという思いの人たちがたくさんいるなあとすごく肌で感じています。今回、予算をもちろん組まれているんですけど、渋滞の関係であったり、来た人たちから高知よかったねという、いい触れ込みがどんどん広がっていくようにしていくことが大切なことなんじゃないかなという思いの中で、渋滞が起り始めるタイミングであったり、皆さんに対する早めのアナウンスであったり、集まってきた県外客の人とか外国の人たちに対して県全体のケアをぜひお願いしたいなど。ほとんど要請のお話になろうと思いますけど、ぜひ頑張ってくださいと思います。

◎上治委員 こうち旅広場のイベント会場の活用ですよ。以前はいろいろあって、自分もよく通るんですけど、あの広場がもったいないというか、イベントをやったらお客さんが来るということでもないかも分からないけれども、何か音楽が流れ、心が浮き浮きとあってさあ観光へ入っていきよという感じで、主にJRで来た方が多いだろうと思うんですけど、高知に着いた、さあ「らんまん」でという、何かわくわくするような感じの活用とか方法を考えてみてはどうですか。

◎鈴木観光政策課長 現状を申し上げますと、今年度、コロナも大分収まってきたということで、広場を使いまして「たびひろよさこい」を毎週末土日、年100回ぐらいやっております。それと、たびひろマーケットでいろんな市町村の物産といったものを月1回の第4土日にやっております、年18回か20回ぐらい開催しています。その他、管理をしておりますコンベンション協会主催でいろんな集客イベント、例えば今月でいうと土佐の食1グランプリとか食のイベントもやっております、これが年6回ぐらい。今年度はトータル4万人近くの集客になっております。おっしゃるとおり、来年度は「らんまん」でちょっと回数も増やしまして、さらに牧野博士ゆかりの佐川町にも、関連の展示であったり食の関連のイベントで来ていただいた展開も検討していきたいと考えております。

◎上治委員 観光なんで、心がわくわくするようになって、高知を楽しんでいって、よかったねで帰っていただくためにも、あそこがちょうど玄関なんで、お願いします。

◎田所委員 今までのいろんな取組を御説明いただいて、皆さんお聞きしていることもすごくわくわくしますし、いいことだなと思うんですけど、提案的な話といたしますか、話が脱線するかもしれませんが、主題歌とかその辺を活用したイベントは検討がなかったのかなと思う。主題歌はあいみょんが取ったじゃないですか。挿入歌はいちむじんが取りましたよね。何でこんな話をするかという、音楽イベント関連の方と話したときに、あいみょんがNHK「らんまん」の半年間を取ったら、これ結構いい仕事になると言うであれですけども、PRとしてはすごく大きい仕事になると。真意は分かりませんが、高知に誘致したら呼べるんじゃないかという話があって。いちむじんもどうか分かんないですけども、主題歌を活用して誘客することも考えられるんじゃないかなと思うんです。例えば春野運動公園を全部貸し切ってやるとか、あいみょんだったら多分ばんばんになりますよね。そういうのも生かして、今この中でいったらそういうのは全然ないですけど、そういうことなんかも検討されたりしなかったのかなあとと思ひまして。ちょっとその話聞いたときに可能だったら面白いなと思ひますし、スケジュール的に取れるかどうかという現実問題はありますけど、そういう検討があったのかどうか教えていただきたいです。

◎鈴木観光政策課長 出演者とか、主題歌、音楽関係の方から実際お話も頂いておられて、なかなか県が主催で興行をやることは難しいですけども、高知でそういった催事を関係者の方が主体的にやられるときに、県が一緒になって何かお手伝いをするとか、PRの中で高知の発信をしていくといったことは考えられるのかなと検討はしております。

◎山脇観光振興部長 加えまして、あいみょんさんにも来ていただきたかったですし、出演者の方も含めて具体的に、例えばオープニングに来ていただいたりとかも考えておりましたけれども、挿入歌の場合は放送されるまでは絶対に外に出せないとならNHKから止められておられて、ギターの下山さんとあいみょんさんをいついつというのは入れられない状況ではあります。下山さんは直接話もしましたが、いろいろな形で高知県のPRに協力できるということですので、可能性は大いにあると思ひます。あいみょんさんに関しては、お話もさせていただいてはいますが、今のところいい返事を頂いている状況にはないですけども、当然こちらとしては効果を狙っていききたい方ですし、声優の宮崎あおいさんであったり、ドラマに関連する方をいろいろな形で、今後高知県のPRに活用していきたいなと思ひております。

◎田所委員 活用できる場があったらしていきたいなということですけど、どんなにしていくか僕も中身はよく分かりませんが、話が展開していくことがあったら、県の施設とかを貸し出していくのは民間の方々と協力的に、一緒にやっていくと捉えて構わないですか。

◎鈴木観光政策課長 PRのチャンスになると思ひますので、県としてそういった機会を積極的に活用できるように条件整備もしていきたいと思ひております。

◎土居委員長 牧野博士の新休日で全国に広げていきたいんですけど、広報事業で、ゆかりの地等と連携したPRのところでデジタルスタンプラリーというのが出てきますけど、どういふふうを活用していくんですか。

◎鈴木観光政策課長 ゆかりの地を巡るデジタルスタンプラリーで、4月の下旬から半年間ぐらいかけてなんですけれども、地域の草花、例えば室戸であればアコウとか、須崎であれば雪割桜といったものを、スマホを使って収集して、その草花カードがスマホ上で手に入る、抽せんで県産品が当たるということで、ここに練馬区とか神戸市も去年来から連携を呼びかけておりまして、実際、入っていただくということで、両方巡っていただけるような仕組みを4月の下旬からスタートさせる予定をしております。

◎土居委員長 スマホで撮るわけですか。

◎鈴木観光政策課長 はい。

◎土居委員長 質疑を終わります。

以上で、観光政策課を終わります。

〈国際観光課〉

◎土居委員長 次に、国際観光課の説明を求めます。

◎澤村国際観光課長 それでは、まず令和5年度当初予算案について御説明いたします。資料②議案説明書（当初予算）の344ページをお願いします。

まず歳入について主なものを御説明します。資料左端の科目欄中ほど、7観光振興費補助金2,420万円ですが、これは右の説明欄にありますデジタル田園都市国家構想交付金として、外国人観光客認知度向上事業委託料などに充当する国の交付金です。

続きまして、歳出について御説明します。345ページをお願いします。資料右側の説明欄に沿って、主な事業を御説明させていただきます。上から4つ目の外国人観光客認知度向上事業委託料は、外国人観光客に向けて本県の認知度向上を目的としたプロモーションを行う事業です。

その下の関西・高知周遊観光情報発信事業委託料と次の関西・高知周遊促進事業委託料は、関西から本県への周遊を促すための情報発信などを行う事業です。

その下の外国人観光客動向調査委託料は、今後のインバウンド施策に活用するため、本県を訪問する外国人観光客の動向調査を行う事業です。

2つ下の大阪観光局連携事業負担金は、大阪観光局と共同で情報発信などを行うための、本県の負担金です。

次の346ページ、3つ目のよさこいチーム海外派遣委託料は、台湾ランタンフェスティバルなどにチームを派遣し、海外でのよさこいの認知度向上を図るものです。

その下のスーパーよさこい出展委託料は、東京原宿で開催されるスーパーよさこいで本県をPRするブース出展に関する運営を委託するもので、次のスーパーよさこい高知県チ

ーム参加負担金は、スーパーよさこいに本県から参加するチーム参加費を負担するためのものです。

よさこい祭支援事業費補助金は、よさこい祭りを通じた観光振興などを図るため、前夜祭や高知城演舞場の運営に係る経費の一部をよさこい祭振興会及び高知市観光協会に対して補助するものです。なお、第70回大会となる令和5年度は、4年ぶりに海外からのチームを受け入れる予定であり、国内外によさこいの魅力を伝えることができるよう、準備を進めてまいります。

続きまして3つ下の客船受入等業務委託料は、外国客船の寄港に当たって、高知市中心部に臨時観光案内所を設置するなど、受入体制の充実を図り、乗船客等の満足度を高めるための業務を委託するものです。既に12月議会で債務負担行為の御承認を頂いているものです。なお、先週10日金曜日と11日土曜日に、3年3か月ぶりに外国客船が高知新港へ寄港いたしました。オプションツアーで観光地に行かれる方や、シャトルバスで市街地を楽しまれる方など、欧米を中心として2日間で2,500人を超える観光客の皆様が高知を楽しんでいただきました。

地域通訳案内士育成等事業委託料は、外国語による通訳案内などを、受入環境の充実を図るため、地域通訳案内士の研修を実施するとともに、人材を育成する事業を委託するものです。

続きまして、別とじの議案参考資料、赤のインデックスで国際観光課とありますページをお願いいたします。1ページのインバウンド観光の推進について御説明させていただきます。水際対策の緩和により訪日観光客は増加しており、本県においても短期的視点、中長期的視点の両方で取り組んでいきたいと考えております。

まず短期的には、ポイント①台湾、香港、韓国といった、コロナ前に本県への観光客数の多かった東アジアなどに重点を置いて、国や地域の特性に合わせ、四国の他県や関西圏と連携しながらセールスやプロモーションを強化してまいります。

また、ポイント②国際チャーター便誘致の継続についてですが、先ほど部長から説明もありましたとおり、週2便で台湾との定期チャーターが内定いたしました。受入れに当たりましては、およそ1,700万円が入国審査などを行うための仮施設を設置いたします。当該経費については、今回の利用者が全て台湾からの観光客であることから、高知県観光コンベンション協会の国際観光振興誘致事業として対応することとしております。なお、観光政策課の減額補正で御説明しましたように、今年度計上してございました国際チャーター便誘致経費につきましては、就航時期が来年度になりましたことから、本議会で減額させていただきます。今後は台湾便の定期便化に向けた取組に加え、香港や韓国についても、チャーター便の誘致に継続して取り組んでまいりたいと考えております。

次にポイント③ですが、本県を訪れる外国人観光客のおよそ3割が関西圏を通じて来て

いるというデータもありまして、関西からの誘客は非常に重要となっております。そのため、大阪・関西万博を見据えた関西との経済連携強化では、大阪観光局アプリの中での本県情報の発信や海外メディアの招聘、セールス活動の実施など、大阪観光局と共同で取り組んでいきたいと考えております。また関西エアポートが持ちますデータを活用しながらマーケティングやプロモーションを実施するなど、関西国際空港を利用する外国人観光客の誘客を図ってまいりたいと考えております。

次に、中長期的には、ポイント①今後の誘客策に生かすため、コロナ禍で実施できておりませんでした外国人観光客の動向調査の実施と分析に取り組んでまいります。

次に、ポイント②では、比較的滞在期間が長く旅行消費額の多い欧米豪の方々に対応できる長期滞在型観光地づくりやセールスなどに取り組んでまいります。

また、ポイント③インバウンド受入環境整備の促進ですが、市町村への補助金を通じて、県内の観光施設などにおけるキャッシュレスや多言語での対応、Wi-Fiの環境整備などを進めてまいります。

その下、ポイント④大阪・関西万博への参画では、万博に合わせまして、よさこいを通じた本県の認知度の向上と外国人観光客の誘致を促進するため、よさこい鳴子踊りの公式行事としての参加を目指してまいります。

続きまして、補正予算案について御説明させていただきます。資料④議案説明書（補正予算）の160ページをお願いいたします。歳出予算につきまして、2国際観光費の右側の説明欄を御覧ください。上から2つ目のよさこいチーム海外派遣委託料は、台湾の新竹県へのよさこいチーム派遣が中止となったことなどから、788万9,000円を減額するものです。

次のスーパーよさこい高知県チーム参加負担金は、参加チーム数が減少したことにより、参加負担金を49万2,000円減額するものです。

3つ下、客船受入等業務委託料は、外国客船の受入れ再開の時期が大幅に遅れたことから、年度当初から見込んでいた受入業務に関する委託料を546万2,000円減額するものです。

以上で、国際観光課の説明を終わらせていただきます。

◎土居委員長 質疑を行います。

◎上治委員 先ほど観光政策課のときに、観光総消費額、あるいは県外観光客の入り込み数を出しているんですけど、令和7年の大阪万博を踏まえて、水際対策が済んでいって、令和5年度はどのくらいの経済効果を、県として見込んでいるのか。ポイント①にある動向調査が済まないと分からないのか、ある程度つかんでいたら、教えていただければありがたいです。

◎澤村国際観光課長 宿泊客数の総数につきましては目標値を設定しておりまして、令和5年8万人、令和6年9.5万人、令和7年11.5万人ということで取組を進めてまいりたいと思っております。一方、外国人観光客はこれまでコロナの影響で来られていなかったこと

もありまして、先ほど御質問にもありましたとおり、実際来られた方にどういった経緯で来られたかとか、消費額についても今後調査していきたいと思っておりますので、いろんなデータも踏まえながら、今後の施策に生かしていきたいと考えております。

◎上治委員 この間から船が来たりとかして思うのは、高知市は割とキャッシュレスが進んでいるとは思いますが、高知市以外でもこれからインバウンドに力を入れていきたい。例えば今回、一般質問でも、四万十市もそういう方向をと出ていたんですけど、中長期的のポイント③で受入環境整備、これは観光だけではなく商工労働部も関わるかもしれないんですけど、小さいおじいちゃんおばあちゃんがやる1軒のところまでは難しいかも分らないですけど、海外の方が来られて、多分お金を落とすだろうというところのキャッシュレス対応は、何十%ぐらいまで進んでいるのか。そして今回、受入環境整備を促進することによってどうなるのか。

◎澤村国際観光課長 私ども観光振興部につきましては、県内のおよそ250施設ほどの観光施設のキャッシュレス化のデータを把握しておりまして、令和2年末には18%程度だったのが令和3年末には31%と、まだまだ十分ではありませんけれども、少しずつ増加していると認識しております。商店街につきましては、高知市の中心商店街のデータにはなりませんけれども、キャッシュレス化の決済比率が令和元年の時点で76%程度で、一定、キャッシュレス化は進んでいるのかなと。ただ、まだまだ、商工労働部と一緒にキャッシュレスを進めていかなければならないと思っております。一方で、そういった取組を進めながらも、どうしても現金が必要な場面もありますので、特に客船につきましては岸壁に両替の施設を構える、さらには、市街地で日本円が必要な場合に、例えばコンビニのキャッシングとか、どういったところで日本円が入手できるかを地図に落とし、観光客の皆様にお知らせすることも併せてやっていきたいと考えております。

◎上治委員 海外から来られた方は、現金で支払って買うところといたら、コンビニとかもカードが使える時代なんで。これから分析もしながらやっていかれると思うんですけど、県内の観光施設が250あって、キャッシュレスが三十数%しか進んでいないとなると、せっかく来てもお金を落としてもらえない。お金を落としてもらうことによって、それぞれの地域が活性化していくので、落とす仕組みづくりの中には、キャッシュレスというのはすごく大事だと思うんですね。国際観光課だけの話ではないんですけど、海外からインバウンドで高知県が呼び込んだ人にお金を落としてもらう仕組みづくりを、ぜひ連携しながら、もっとパーセントを上げていただくように。

◎澤村国際観光課長 キャッシュレス化だけではありませんけれども、県内の観光施設につきましては一応、市町村を通じて県の補助金で、外国語の案内表記であるとか、トイレの洋式化といった、外国人だけではないですけども、観光客が心地よく滞在していただけるための補助制度も設けております。市町村と一緒に、県内の観光施設の受入環

境整備については進めたいと考えておりますし、商店街につきましては商工労働部と連携しながら環境整備にも取り組んでいきたいと思っております。

◎上治委員 市町村にそういう補助金があるとしたら、キャッシュレス、カードにしたら手数料が結構高いらしいんですよね。めったに来ない人のために切り替えてと言われても、ふだん来られる人は現金が多いので、そこまではできないということになる。使用人数が少ないところで進めていくためにも、差額というか補填というか、少しそんなことも市町村とともに検討してあげたらもっと進むのかなと思うので、検討していただくように。

◎山脇観光振興部長 そもそもキャッシュレス化を店舗で図るとか施設に置くとかを判断する材料として、入れることでお客さんがもっと来て、手数料が仮に設定されたとしても収益が上がるという判断があると思うんですよね。ですから、今までやっていなくて急に設定した方も、ここはキャッシュレスできないのかという声を聞いて急遽やられた方もかなりいらっしゃると思います。ですので、そういうキャッシュレス化の必要性をしっかりと話していくことが大事かなと思っております。差額分、手数料分を補助金で行政が打つというのはなかなか厳しい部分があると思いますが、その話をしていく中でキャッシュレス化の必要性ということも、データも見せながら市町村としっかりと話し合いをしていきたいと思っております。

◎岡田委員 マーケティングの実施の件ですけど、新規事業で外国人観光客動向調査委託料が出ていますが、これまでもいろいろ調査されているとは思いますが。

◎澤村国際観光課長 コロナ禍で数年、外国人観光客が来られていない中で、一定デジタルプロモーションの中で高知県の情報発信をして、どの国の市場の方がどういったことに興味があるかという分析傾向は把握を進めているところです。例えば香港であれば食にすごく関心があるとか、韓国であればウオーキングとかトレッキングとかのアクティビティに興味があるといったことはここ数年で把握しておりました。高知県に来ていただくことがここ数年できておりませんでしたので、来年度は実際に来ていただいた方に、どういったきっかけで高知に来たかとか、どういった経路で来たかとか、どういった消費額をとかというデータを取らせていただきたいと思いますと考えております。

◎岡田委員 高知の魅力というか、なぜ高知に来たのか、どういう目的で来たのかをしっかりと把握することが大事だと思うし、高知県の観光資源の磨き上げにもつながっていくと思います。

あとそれから、来た人に高知の魅力を発信していただくという仕掛けが大事じゃないかなと思うんですけども、そういうお考えはありますか。

◎澤村国際観光課長 我々が事前に情報発信するというのも非常に大事ですけども、実際に県内を楽しんでいただいた方が発信する情報というのは、おっしゃるとおり、それぞれの国の方に届く情報になってくると思いますので、そういった観光客の方に情報発信

していただける取組も考えていきます。

◎**弘田委員** 台湾との行き来がやっと思えるようになったんですけど、ランタン祭りへよさこいチームを派遣する委託料が2,000万円ほどあるんですけど、何チームほどを予定されているんですか。

◎**澤村国際観光課長** ランタン祭りにつきましては、県から1チームを派遣させていただいています。

◎**弘田委員** 私もランタン祭りに何回か行ったことあるんですけど、よさこいに関しては各県のチームが参加しています。ただ、高知のチームが行ったら会場がわっと盛り上がるんですよ。やっぱり格が違うというか、会場で見てもきれいだし、さすがに本場のチームだなということで盛り上がっていると思うんですけど。多分台湾の人はそういったことを見て、高知で踊ってみたいとか、憧れに似た気持ちも持つんじゃないかなと、台湾からも交流でチームも来られていますしね。2,000万円も組んでいますんで、なるべく多く参加させてあげてもらいたいと思います。

◎**澤村国際観光課長** 海外のチーム派遣が、台湾のランタンフェスティバルと新竹県、それから韓国の順天湾庭園の博覧会といった3か所を来年度は予定しております。ランタン祭りは台湾最大のお祭りで高知県を発信できる貴重な機会だと考えておりますので、そのチーム派遣は、来年度につきましても引き続き力を入れてやっていきたいと考えています。

◎**弘田委員** それからもう一つ、よさこいの原点である前へ進むという意味でいえば、道路を踊っていくことが大切じゃないかなと思うんですけど、会場ではどうしても、会場の上でやるので動きがないんです。一度、通りで踊って、すごいその辺が沸いたというか、大変歓迎してくれるということもあります。そのとき私も行ってたんで、踊り子に聞いてみたら、すごくよかったということで、双方喜んだということなんで。高知のPRをするという意味でも、道路に行くといったことも計画してもらえたらうれしいなと思います。

◎**山脇観光振興部長** ランタンフェスティバルのメインの会場はステージなんですけども、今回派遣したチームも向こうで何日も踊っていく中で、ストリートも踊らせていただいて、高知流のよさこいを見せられたんじゃないかと。やっぱり、言われましたように、古い言葉でいくと追っかけとか出待ちとか、かなり高知県のチームが人気がありまして、PRができていないんじゃないかなと思っています。

◎**弘田委員** それからもう一つ、コロナで最近見ていなかったんですけど、八十八か所で、特に外国人が歩いて回るということで目立ってきました。その外国人の方は歩いて一個一個回られる方と、車じゃなくて、自転車とか自分の足とか体力を使って回るのが多いんで。それがまた復活してきたかなあという感じがあります。数は少ないと思うんですが、受入れのPRといったところも力入れてあげてもらいたいなと思いますので、よろしく願いいたします。

◎澤村国際観光課長 お遍路は海外の方が大変興味ある分野だと思います。今年度、デジタルプロモーションの中でお遍路の動画も作りまして、情報発信しておりますので、今後はそういった動画も活用しながら、海外にPRしていきたいと考えております。

◎中根委員 よさこいチームの海外派遣についてですけれども、3か所で2,000万円あると、1チームだったら潤沢かなと思ったんですが、3か所ということは3チームですかね。それでいくと、チームの中でいろんなお仕事をされている方たちもいらっしゃいますよね。チーム編成の中でお仕事を休んで行かなければならないとか、いろんな場合に、県の観光に携わるための仕事としての予算はこの中に含まれていますか。ボランティアなのか、その方たちの生計を維持するための予算が出されているのか。

◎澤村国際観光課長 派遣に係る御自身の移動経費とか宿泊費といった実費に係る部分につきましては、全て県で負担させていただくようになっております。県の事業の中で行っただきますので、例えばランタンであれば祭りの会場で踊るだけではなくて、ほかのところでも踊っていただいたり、地域の方と交流していただくこともお願いしております。

◎中根委員 県の観光の仕事を担当するという位置づけでの予算措置はないですか。

◎澤村国際観光課長 そうですね。この委託料につきましては、移動経費という部分でお願いしているところです。

◎中根委員 移動経費と宿泊費というのは、必要最低限なもの。

◎澤村国際観光課長 実費の負担をさせていただいてまして、謝金のような経費については負担していないということです。失礼しました。

◎中根委員 となると、本当にその方たちの善意、それからよさこいへの思いで県の観光が成り立っているとなっていくので、よさこいチームの皆さんは本当にそれだけで大丈夫なのかどうか。いろいろ委託をしてお願いするときに、ほかの事業との兼ね合いも含めて、観光部門で海外まで行って、仕事も休みながらやっていただくことについての、ちゃんとした予算が必要なのではないかと思います。意見が出たことはないですか。

◎澤村国際観光課長 実際チームの皆様は、海外で踊りを披露するということに、非常にモチベーションがありまして。例えば、前のチームを選定する際にも、過去の大会での受賞チームの中から行きたいチームを、お声がけさせていただいて、それで複数頂いた場合には、その中でも上位の賞から選ぶとかですね。チームの御意向も踏まえて決定させていただいておりますので、チームの皆様は、例えば今回、2月にも台湾のランタンにもお送りさせていただいたんですけれども、踊ること自体が非常にうれしいといいますか、そういった気持ちで踊っていただいていると聞いております。

◎桑名委員 旅費と宿泊費があるということは、持ち出しはないわけですよね。

◎澤村国際観光課長 持ち出しはありません。

◎中根委員 旅費の行程は、1泊2日、2泊3日、4日とか、何日くらいになるんですか。

◎澤村国際観光課長 今回につきましては、高松経由で派遣させていただいておりましたので、2月4日から2月8日の期間です。

◎中根委員 全体として、ほかの観光部門との兼ね合いも見なければならぬと思いますが、4日間、お仕事のある方はやりくりして県の観光のために出向いてくれると。その善意に頼る分は、全てを補償することはできないけれども、もう少し県の観光の仕事として、その期間を過ごしていただくための予算措置などがあってもいいんじゃないかと私は思うんですが、議論になったことはないですか。

◎山脇観光振興部長 過去に海外でよさこいを広めていこうという話をしていた頃は、むしろ善意で行っていただいた時期はありまして、そのときは自腹を切ることをないようにという話で、支援額を増やして、自己負担がないような形で落ち着いた状況です。課長からも言いましたけど、そういう形で踊っていただいてよろしいですかと、実費については払いますと、報償費は出ませんがということでチームに出ていただけるということですので、今の基準で進めていっていいんじゃないかなと思っております。

◎中根委員 担わすものは大変大きいのに、5日くらいの期間は、衣食は見るけれどもそれ以上は見ませんよという状況が、善意でずっと成り立っているってことがすごいと思うんですけれども。今後、参加してくださるチームの皆さんとも、どんな苦勞をして参加して下さっているのかという点でも、一度議論をされてもいいんじゃないかなと思うんですが。

◎桑名委員 そもそもよさこいというのは高知のチームでもお金を払って踊っているのが、よさこいなんですね。

今の、実費を払ってでも、人が集まってきているのであればこのままでやっていけばいいし、踊り子の皆さん方から、いやこれじゃもう行けませんよというときに考えたらいいのではないかな。そもそもよさこいというのはお金を出してみんな踊るのが原点であって、嫌な人は行かないわけだし。例えばトップのチームが、全員がランタンに行ってくださいと言ったら、仕事を犠牲にしてまでという人は出てくるかもしれないけども、その中の何十人かで、行ける人が行くというのが今のスタイルですよ。だから、その人たちが集まらなくなったときは、それはやらなくちゃいけない。

そしてもう一つは、もしそこに公費というものが加算されてくると、今度、業務として行かせた場合は観光もできなくなる。お土産も買えなくなる。職務になってしまったら、もっと行かなくなると思いますね。県の考えはそんな理解でよろしいですか。

◎土居委員長 もうお答えはいいですね。これは。

◎上治委員 自分も分からなかったけど、大体が分かりました。

◎土居委員長 お二人の質問に対する答弁は出ていますので、もうお答えはいいでしょう。

◎下村副委員長 僕のほうから2点だけ。まず一点が、今回台湾のチャーター便が動くようになったということで、本当にうれしくて、昨年度日台の議連を中心に、高知を舞台にやったということで、弘田事務局長を中心に、本当に頑張ってやった成果が少しはいい影響を与えていればいいなという思いで、今回のニュース聞いたところです。これはこれで本当によかったという話と、もう一点が地産地消・外商課のほうで、今メインで土佐酒の輸出に力を入れているということで、今回本会議でも取り上げたみたいに、世界の中の高知を認知させるという意味においても、この土佐酒はすごく武器になるなと思ってですね。だから、そういうフェアを世界でやっているときに、そのお酒はこの高知で造っている、ぜひこの高知で飲んでくださいというスタイルが、観光と輸出の部分でマッチングできていればいいなと思っているところですけど、現在のところ、どういう感じのお話が進んでいるんでしょうか。

◎山脇観光振興部長 観光と輸出、輸出だけじゃなくてスポーツもそうですし、海外に関する情報に関しては庁内で連絡協議会といますか、定期的に情報共有もしながらやっていまして、特に物産展とか、海外で物を売ったりするときには必ず観光のものも売っていくと、観光のフェアのときにも物販の紹介もさせていただくということで、連携はしっかり取れていると思っています。今後土佐酒を販売する、強化する際にも、併せて観光もしっかりと、くっついていこうと思っています。

◎下村副委員長 例えば物販するときQRコードを貼って、そこから現場の行き方であったりとか、高知にはどういうふうに来るんだとか、次のステージへ動いていけるようなきっかけになるような仕掛けをたくさんつくっていただきたいと思いますので、どうぞよろしくをお願いします。

◎土居委員長 質疑を終わります。

以上で、国際観光課を終わります。

〈地域観光課〉

◎土居委員長 次に、地域観光課の説明を求めます。

◎中村地域観光課長 まず、当課の令和5年度当初予算案について御説明いたします。資料②議案説明書(当初予算)の347ページをお願いいたします。ページ中ほど、7観光振興費補助金のうち、デジタル田園都市国家構想交付金は、地域観光商品造成等委託料と観光地域づくり人材育成事業委託料の一部に充当する国の交付金です。

またページ下の7観光振興債は、歳出の観光振興推進総合支援事業費補助金に充当する県債です。

次に、当課の歳出の主なものを御説明いたします。348ページをお願いいたします。右側の説明の欄の上から4つ目、地域観光商品造成等委託料は、土佐の観光創生塾に係る経費です。後ほど別添資料により御説明いたします。

その下、観光拠点等需要調査委託料は、市町村が有する遊休施設などについて民間の力を生かした観光振興を図るため、民間企業の現地視察や観光活用の可能性の調査などを委託する経費です。

下から2つ目の観光地域づくり体制強化事業委託料と観光地域づくり人材育成事業委託料、次のページの上から2つ目の宿泊施設魅力向上支援事業委託料、その3つ下の観光振興推進総合支援事業費補助金、その3つ下の地域観光振興交付金、この5つにつきましては後ほど別添資料により御説明いたします。

351ページをお願いいたします。地域観光振興交付金の令和5年度から10年度までの債務負担として1,936万6,000円を計上しています。後ほど別添資料により御説明いたします。

それでは、お手元にお配りしました議案参考資料の赤のインデックス、地域観光課のついた資料の1ページをお開きください。こちらは広域観光組織を中心とした滞在型観光の一層の推進の取組をまとめた資料です。

まず資料真ん中の赤で囲んでいる部分ですが、広域観光組織には地域で滞在型観光を推進するかじ取り役を担っていただきたいと考えております。このため、資料の右側中段の赤いひし形、体制及び機能の強化については、令和2年度からマーケティング及びマネジメントを担当する県版地域おこし協力隊を広域観光組織に配置しております。令和5年度は5つの広域観光組織への配置を予定しております。

またその下、人材育成による機能強化では、地域コーディネーターのサポートを得ながら広域エリアごとに滞在型観光プランづくりに取り組んでおり、これらの取組を通じてスタッフ等のレベルアップも図っているところです。

資料左側中段の青いひし形、デジタル技術の活用につきましては、観光客動向データの活用により拡充を図ることとしており、別の資料で後ほど御説明いたします。

また資料の左下の茶色のひし形、滞在時間延長を図る取組を強化したいと考えております。上の枠組みの宿泊施設の魅力向上のための取組を支援については、後ほど別の資料で御説明いたします。その下、高付加価値の観光商品づくりを支援では、土佐の観光創生塾でこれまで行ってきた商品造成、販売に「もてなす」の視点を加え、観光事業者への支援を拡充してまいります。

さらに右下の緑のひし形、サステナブルツーリズムの取組ですが、上の枠組みの目指すべき観光地づくりの在り方の策定につきましては、サステナブルツーリズムの考え方に基づいた今後の在り方を、有識者や観光事業者の意見をお伺いしながら、具体的に検討してまいります。その下の目指すべき観光地づくりの在り方に基づいた観光商品づくりの支援では、モニターツアーやセールス等により、サステナブルな商品ニーズに対応した観光商品の造成を支援していきたいと考えております。

資料中央の下の枠組みですが、こうした取組により商品化されたコンテンツを広域観光

組織が中心に進めている滞在型観光プランに組み入れ、観光客の広域エリア内での長期滞在を促し、消費拡大を目指してまいります。

続いて2ページ目をお開きください。こちらは観光地域づくり人材育成事業の概要でございます。来年度はデジタル技術を活用し、取組を拡充することとしております。本事業は、今年度は観光地域づくり人材育成事業とデジタルデータ活用事業として実施しております。

資料左中段の観光地域づくり人材育成事業では、広域観光組織がそれぞれの特性を生かした滞在型観光プランを策定しております。

資料左下の今年度から実施しているデジタルデータ活用事業では、観光客の属性や周遊動向などのデータを収集、分析できるツールを導入し、分析したデータを基に課題の抽出や仮説の設定を行い、その解決に向けた実証事業を行っているところです。令和5年度はこれらの事業を統合し、広域観光組織が企画、実施する施策に観光客動向データを活用することで、観光施策の実効性の向上、人材の育成を図っていきたくと考えております。

資料右側の令和5年度を取組を御覧ください。1企画立案ワークショップにおいては、広域観光組織等の観光客動向データを活用した企画立案力の向上を支援いたします。2滞在型観光プランに沿った実証事業では、広域観光組織等の観光施策の実効性を高めるため、観光客動向データに基づく実証事業を行ってまいります。例えば中段の水色の枠囲みですが、周遊促進においては観光客の発地、属性、周遊動向、滞在時間のデータを分析することで集客力の高いルートや域内での最初と最後の立ち寄り先が分かりますので、集客力の高いルート上での立ち寄りマップの配布やイベントの企画、最初の立ち寄り先での観光情報の発信など、周遊促進の取組を考えることができます。こうした取組を通じて、滞在型の観光地づくりをさらに推進してまいります。

続いて3ページ目、宿泊施設魅力向上支援事業の資料をお願いいたします。資料左の令和4年度を取組としましては、まず1機運の醸成を図るため、セミナーを開催するとともに、アドバイザー派遣により、2課題の見える化に取り組みました。また3実践支援では、具体的な取組を進めることで、さらに魅力向上の効果が見込まれる10施設に対して、課題に応じた専門家を派遣し、より実践的な支援を行いました。

右側の令和5年度につきましては、滞在型観光の推進に力を入れて取り組んでまいりたいと考えております。1宿泊施設魅力向上に向けた環境づくりにおいては、①で令和4年度を取組事例を横展開するほか、観光施設や観光関連事業者が連携した、面での取組がより効果的であることから、②の地域連携ワークショップを開催することとしています。

2滞在型観光の推進では、①では長期滞在をテーマにしたセミナーを開催します。②のアドバイザー派遣では、今年度の宿泊施設の個別支援に加え、新たに地域連携支援として、地域の宿泊施設や観光関連事業者が連携して実施する魅力向上の取組も支援してまいります。

す。こうした取組により、宿泊施設の魅力向上を図り、周遊促進、滞在時間延長につなげてまいります。

続いて4ページをお開きください。観光振興推進総合支援事業費補助金及び地域観光振興交付金に関する資料です。これらは「外貨を稼ぐ」滞在型の観光地域づくりを推進するため、市町村等の観光拠点の整備、周遊促進の取組を支援するものです。令和5年度は、①土佐清水市の足摺岬展望施設等整備事業や、香美市龍河洞エリアの案内サイン整備事業、④馬路村の千本山多言語案内板整備事業など、15市町村から19事業の要望を頂いており、こうした市町村の取組を支援してまいります。

また資料下側の(2)地域観光振興交付金は、市町村が国の財政支援制度を活用し観光施設等を整備する場合に市町村の実質的な負担を軽減する交付金で、事業完了の翌年度以降、5年の期間内に交付することとしております。令和5年度は、平成30年度に債務負担行為を設定しておりました土佐清水市の旧爪白キャンプ場、スノーピーク土佐清水キャンプフィールドの整備や、令和4年度に債務負担行為を設定しました宿毛市の道の駅すくもサニーサイドパーク再生事業など、1億5,536万8,000円の予算を現年化するものです。また、新たに四万十町の三島キャンプ場整備事業などの要望を頂いておりまして、令和5年度は1,936万6,000円の債務負担行為をお願いするところです。

続きまして、令和4年度2月補正予算案について御説明いたします。資料④議案説明書(補正予算)の162ページをお願いいたします。歳出の補正額は2億2,857万8,000円の減額です。

右側の説明の欄を御覧ください。まず1人件費の市町村派遣職員費負担金625万1,000円は、当課に派遣されている須崎市からの交流職員1名の人件費を負担金として支出するものです。

次に、2地域観光推進事業費の2つ下、観光振興推進総合支援事業費補助金が7,278万円の減額となっております。本年度当初予算では16市町村の28事業について支援を行う予定でしたが、市町村において国費の活用や対象事業の見直しなどがあったことから、減額となったものです。最終的には当初の予定にはなかった追加事業もありまして、9市町17事業について支援をさせていただいております。

2つ下の博覧会受入環境等整備支援事業費補助金は、観光博覧会「牧野博士の新休日」の開幕に向けて市町村が行う地域の草花スポット等の受入環境整備や、ガイドの養成などによる案内機能強化への補助金です。22市町村31事業の支援を予定していましたが、その後の市町村における国費等の活用や関係先との調整による工期の再検討などにより、1億3,654万1,000円の減額となったものです。

続きまして164ページをお願いいたします。令和4年度から5年度への繰越予算としまして、地域観光推進事業費2,694万8,000円を計上しています。これは観光振興推進総合支

援事業費補助金で、土佐清水市のレスト竜串跡地の整備事業において、環境省の承諾を受ける上で一部の備品の差し替えが必要となったため、事業の延長によるもので繰越しをお願いするものです。なお、事業完了は令和5年5月31日となる見込みです。

私からの説明は以上です。

◎土居委員長 質疑を行います。

◎上治委員 今日、最初に観光分野の全体の説明を聞いたときに、観光で1人当たりの消費額が2万6,000円ぐらいで推移していく計算で全体を出されているというお話を受けて、2万5,000円程度で伸び悩んでいるというのは、今度は地域観光なんで、地域観光課としたらここは3万円程度とか、あるいは2万5,000円がもう頭打ちで上がっていかないだろうとか。地域観光の中でこういうところを伸ばしていったらもっといくんではないかという考えがあれば。

◎中村地域観光課長 まずは滞在型の観光にしっかりと取り組んでいくべきだと思っております。宿泊施設に長く宿泊いただいて地域をゆっくりと回っていただくことで宿泊費も伸びてまいりますし、お土産代であるとか飲食代も伸びてくると考えております。まずは宿泊施設の魅力向上であるとか、デジタルデータを活用した滞在延長、宿泊延長で、施策を実施することで滞在型観光を進めていきたいと考えております。

◎上治委員 今2泊で大体2万5,000円程度と見ているのを、地域を見ていってもらいたいから3泊ぐらいまで長くというのか、大体平均1泊を2泊にしたいとかはどうなんですか。

◎山脇観光振興部長 直近の消費単価が1人当たり2万6,000円ですけど、その前の年は2万4,000円でした。増減はあるにしても、これは滞在日数に比例してるところが多いです。高知県の滞在日数は今2.1日で、実質1泊2日という状況ですが、これを上げていこうとすれば、先ほど課長も言いましたけど、やはり1泊2日の高知県旅行じゃなくて、平均2泊3日になっていくようにしないと単価も上がりませんし、2泊3日ぐらいの旅行じゃないと、高知県の集落活動センターとか、地域の体験とかはなかなか難しいんじゃないかということで、今後はロングステイといいますか、何日も滞在して連泊してという方向に、高知県も進んでいくべきじゃないかなと思っております。そうするためには、今まで1泊2日でチェックアウトすればあとは関わらない旅館ホテルも連泊になりますと、その期間中どこを案内するのかとか、いろんな機能も必要になってきます。旅館ホテルには、長期滞在の場合は核になっていただくということで、魅力を上げていただきたいと考えておるところです。

◎上治委員 もう一点構いませんか。足摺海洋館は8,400万円余りの委託金を出して運営していく。その金額はともかくとして、足摺海洋館ができて、コロナで落ち込んできて、またこれから上向いていくということも考えられるんですけど、当時の入り込み客、何人までということではなくていいんですけど、その辺が分かれば。

◎中村地域観光課長 令和2年度の7月にオープンいたしまして、その年度の目標は約11万2,000人に対して17万5,000人の入り込みがありました。令和3年度は約15万人の目標に対して13万5,000人の入り込みです。令和4年度が13万3,000人の目標に対して、2月末現在の数字ですが11万7,000人になっております。3年間で約40万人の目標にしておりましたので、その目標はクリアしているんですけども、今年度の目標については、県内客がコロナの間は結構多かったですが、そこが減少していて、少し難しい状況にはなっています。

◎上治委員 ちなみに令和5年度は予算ベースで大体どのぐらいを。

◎中村地域観光課長 令和5年度は約12万3,000人の目標としております。

◎上治委員 地域観光の一つのメインとしてすごい華やかなスタートをして、できた当時は年度の途中からでもすごい人数が来られて、あらゆる面で地域観光に貢献したと思うんですよね。令和5年度の予定の中には様々なこともされて、観光資源の磨き上げ事業で伸び悩んでいるのだったら、どういうところに磨きをかけるのか。すごくいい施設だけでも、磨きをかければ来るのか。ただ、予算をかけるだけではなくて、アドバイザーを入れるとかしていかなかったら、もうこのままずっといくのでは。委託費が上がるかも分からないですけど、来てもらうための戦略を。地域観光の一つの大きい目玉でできたものなので、もう一つ力を注いであげるようなアドバイスか何かをお願いしたい。

◎弘田委員 県版地域おこし協力隊による体制強化で、いいことだと思うんですよね。広域の観光の関係者に送るということになってるんですけど、例えばその下にもうちょっと送ってくれとかいった要望はないですか。

◎中村地域観光課長 市町村の観光協会とかでしょうか。

◎弘田委員 そうです。

◎中村地域観光課長 そういうお話等はお伺いしておりません。

◎弘田委員 実は私もいろんな相談を受けて、観光だけではなく趣味の世界、コアな世界で人を呼ぼうということで、例えば釣りとかでやるんですけど、結局人が足りない、実務者が足りないので開催を断念するとか、延期するとかにつながっていくんです。中山間でも言ったんですけど、観光協会であれば、市役所あるいは町役場に人をよこしてくれないかと言っても、市役所も目いっぱい、そのときにこの地域おこし協力隊に支援していただけないかなというのがありましてね。ぜひこの県版地域おこし協力隊を、何かの新たな立ち上げのときには貸し出しますよとか。制度がいろいろあって地元からの要望がないといかんということは分かっていますが、そういったところも県から仕掛けてやってくれんかなと思うんですけど、どうでしょう、部長。

◎山脇観光振興部長 市町村がこれまで地域おこし協力隊とかやってきて、3年後にその市町村に再就職するとか、エリアも限られてきているという課題もあって。それから、市町村ごとでは難しいということもあって、広域でやろうということで、県庁の中では恐

らく、県版の地域おこし協力隊をやってきたのは観光だけだと思います。今回の釣りに関しても、人手が足りないという話はいろいろなところでお聞きしていただいて、その手段として、広域に置くのがベストなのか、それとも室戸市の観光協会に市として置くのがいいのかとか、いろいろあると思います。そうした、中心人物が必要とか、そういうことをやっていく人材が要するという話を、具体的に話をしていく中で、可能性として、県版でもできないのかという話はさせていただきたいと思います。

◎弘田委員 やっぱり人の部分は大切だと思うので、よろしくお願いします。

それからもう一点、釣り大会の話ですけど、具体的な話をすればノドグロ釣り、室戸ではアカムツというんですけどね。その大会の第1回を初め知事杯でやろうか思ったんですけど、室戸市長が自分の名前を使ってほしいということで市長杯に変えたんですけど、全国から人が来てくれます。参加費が1万円ぐらいなんですけど、全て実費で来てくれます。ぜひこういった趣味の部分についても、力を入れてほしいなということです。実際潰れたのは、ビルフィッシュでカジキを釣ろうという大会があるんですけど、その大会を室戸でやろうということで、3年ほどずっとやっているんですけどね。結局、地元で人がいないということで延期延期になっているんですね。和歌山の大会を視察に行ったんですけど、何億円ものクルーザーが何隻も入って壮観なんですね。地元の子供らにも見せてやりたいなという思いもあって、室戸の港を使ってやろうと動いたんですけどね。また延期になってしまいましたけど、観光の側面からも協力をよろしくお願ひしたいと思います。

◎土居委員長 御要望でいいですか。

◎弘田委員 要望でいいです。

◎岡田委員 2ページですけども、滞在型観光プランに沿った実証事業というのがありますが、いま一つイメージが湧かない部分があって。実証事業で協議会ごとの取組がありますが、それをどうつなげるのが実証実験なんですか。

◎中村地域観光課長 今年度は大きく分けて2つの事業をやっておりまして、まずはこの分析ツールを使いまして、観光スポットであるとか観光地に、どういう県からどういう方の入り込みがあるのかつかんだ上で、効果的に情報発信していこうという事業をしております。例えば嶺北の観光協議会であればいほくクーポンという、泊まっていたら地域内で使える3,000円のクーポンをお渡しするという事業がありますが、この事業をやるに当たって、今年度、嶺北のほうはどちらかという県内の宿泊客が減ってきて、香川県であるとか関西圏のお客さんが増えていましたので、昨年度は高知市にも広報していたようですけども、今年度は県外向けにアプリ上の広告配信を行った。そうすることでどれだけこのいほくクーポンの取組にお客さんが来ていただけるのかを実証しているという形です。

もう一例言いますと、桂浜公園も10月にリニューアルしましたけれども、こちら50代

以上の観光客なんかがすごく多いので、リニューアルに向けて20代から40代のお客さんを呼び込んでいきたいという希望がありましたので、こちらは20代から40代の県外客に向けて配信したときにどれだけの誘客があるかというような、効果的な情報発信をまず実施させていただきます。

もう1件は広域エリア内の周遊の促進で、東部観光協議会がやっているんですけども、データ分析で宿泊客の東部のエリア内周遊率が低いことが分かりましたので、このエリアを周遊してもらうようにグルメクーポンを宿泊客に配りまして、それでどれだけ周遊が促進されるかという実証事業をやっているところです。

◎岡田委員 長期滞在、いろいろ買っていただくとか見ていただくということにつながっていけばいいですけど、そこをつくり上げていくということですか。

◎中村地域観光課長 そうですね。この施策を打った後に、打つ前と打った後でどうい
人の動きになっているかをまた分析して、どれぐらい効果があったのか検証しながら、P
D C Aを回しながら、実効性の高い打ち手を探していくという形です。

◎岡田委員 何か共有できるような、観光の商品とかプレミアムとかいいケースもあるか
もしれないけど、それはいろいろ意見を出していただいて、そこがつながって、高知の観
光が全体として上がっていけばいいと思います。

◎土居委員長 質疑を終わります。

以上で、地域観光課を終わります。

以上で、観光振興部を終わります。

ここで昼食のため休憩とします。再開は午後1時といたします。

(昼食のため休憩 11時58分～12時59分)

◎土居委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

《土木部》

◎土居委員長 次に、土木部について行います。

まず、部長の総括説明を求めます。なお、部長に対する質疑は、各課長に対する質疑と併せて行いたいと思いますので、御了承願います。

◎荻野土木部長 それでは2月議会に提出しております土木部の議案について御説明申し
上げます。参考資料の青いインデックス、土木部の1ページをお願いいたします。令和5
年度の土木部当初予算(案)のポイントをまとめた資料です。まず、左側の令和5年度当
初予算の基本的な考え方を御覧ください。

土木部では、「インフラの充実と有効活用」を通じて、県勢浮揚のための5つの基本政
策を支え、「安全、安心な高知」を実現するため、5つの方針により予算を編成しておりま

す。

1点目は南海トラフ地震対策の推進、2点目は豪雨等災害対策の推進、3点目は産業振興や安全・安心につながるインフラ整備の推進、4点目は既存インフラの有効活用と計画的な維持管理・更新、5点目がデジタル化・グリーン化・グローバル化の推進です。

次に右側ですが、右上の一般会計の表を御覧ください。まず左側、オレンジ色の部分になりますが、こちらは土木部の当初予算を示したものです。令和5年度の当初予算を赤枠で囲んでおりますが、土木部の当初予算の合計は1行目の①土木部予算計にありますように720億5,100万円となっております。前年度と比較しますと、その右にありますように28億5,100万円の増額、率にして1.04倍となっております。

次に右側の青い部分になりますが、こちら5か年加速化対策の3年目となる令和5年度分を昨年12月に補正予算として前倒しで頂いておりますことから、この補正予算を含む実質的な当初予算ベース、いわゆる16か月予算で示したものです。令和5年度の実質的予算の合計は、青枠で囲んでおります部分ですが、936億3,600万円で、前年度と比較し58億6,700万円の増額、率にして1.07倍となっております。

次にその下の棒グラフを御覧ください。こちらは16か月予算のうち、投資的予算をグラフ化したものです。グラフの下にポイントを星印でまとめておりますので、併せて御覧ください。土木部におけます令和5年度の実質的な投資的予算の合計は805億円となっております。対前年度比で1.07倍、53億円の増額となっております。当初予算では、宿毛合同庁舎の建築工事に着手することや、県庁舎などの県有施設の維持修繕予算を各所管課から建築課に集約したことなどから、23億円の増額、594億円となっております。このうち、公共事業に関わる予算につきましては、昨年度と同額の400億円となっております。次に前年度の経済対策補正のうち、国の5か年加速化対策予算につきましては、昨年の12月で御承認いただきました額と合わせまして、対前年度比1.19倍の206億円となっております。土木部では引き続き、これらの予算を最大限に活用し、防災・減災、国土強靱化に資するインフラ整備に全力で取り組んでまいります。

次に棒グラフの下にあります、特別会計・公営企業会計の表を御覧ください。まず土地取得事業特別会計につきましては18億9,500万円と、対前年度比で17億7,800万円の増額となっております。これは今月末に、高知県土地開発公社が解散することに伴いまして、県が公社の債務を免責的に引き受けることから、金融機関への償還金を計上したことなどによるものです。その下の港湾整備事業特別会計につきましては、重要港湾の維持管理運営に係る費用や、港湾施設の整備などに係る費用で5億4,800万円を計上しております。その下の流域下水道事業会計につきましては、高須浄化センターの水処理施設の維持管理や耐震対策などに必要な経費で、22億9,100万円を計上しております。

2ページをお願いいたします。ここからは土木部の5つの予算編成方針ごとにまとめた

資料になります。まず、1 南海トラフ地震対策の推進です。(1) 地震・津波などから「命を守る」対策では、住宅等の耐震化や、河川・海岸の地震・津波対策、土砂災害対策、庁舎等の地震対策を推進いたします。(2) 輸送ルートの確保など、「命をつなぐ」対策では、四国8の字ネットワーク等の整備促進や、緊急輸送道路等における橋梁耐震対策やのり面防災対策に取り組みます。(3) 「生活を立ち上げる」対策では、地震後の復旧・復興事業を円滑に進めるため、市町村と連携しながら地籍調査を推進いたします。以上、これらの対策を進めるため、令和5年度の当初予算は、右上の括弧書きの中にありますように162億5,800万円を計上しております。

次に、3 ページをお願いいたします。2 豪雨等災害対策の推進です。(1) 豪雨等に備えるインフラ整備では、中小河川の治水対策やダム建設、土砂災害対策、道路ののり面防災対策、海岸の高潮・高波対策を推進いたします。青字でマル拡と記載しておりますが春遠ダムにおきましては、ダム本体工事が本格化することから、予算を拡充しております。

(2) ダメージの蓄積を防ぐ、計画的な維持管理と災害への備えでは、①計画的な維持管理等の推進として、河川やダム等に堆積した土砂のしゅんせつを国の有利な財源を最大限に活用しながら行うとともに、河川やダム等の施設の維持管理を行ってまいります。また②災害への備えとして、自然災害により被災した公共土木施設の復旧や、道路の崩土、海岸に漂着した流木などに迅速に対応するための予備的な費用を計上しております。(3) 住民避難のための災害に関する警戒区域等の指定では、洪水や高潮による浸水想定区域や土砂災害特別警戒区域など災害に関する警戒区域図の作成を行ってまいります。その中で、マル拡と記載しております洪水浸水想定区域図の作成では、浸水区域図を作成する対象河川を拡大し、より多くの住民等に、洪水時の水害リスク情報を周知してまいります。以上、これらの対策を進めるため、令和5年度の当初予算は、右上にありますように187億7,500万円を計上しております。

4 ページをお願いいたします。3 産業振興や安全・安心につながるインフラ整備の推進です。まず、道路・都市の分野では、四国8の字ネットワークの整備促進をはじめ、緊急輸送道路等の橋梁の耐震対策や、のり面防災対策、地域の実情に応じた、1.5車線の道路整備などに引き続き取り組んでまいります。また、マル新と記載しておりますが、新たに盛土規制法の施行に伴い、盛土等の崩壊により、人家等への影響のある区域の指定に向けた基礎調査を実施してまいります。その下の河川、砂防、港湾・海岸の分野では、中小河川の治水対策や、浦戸湾の三重防護などの地震・津波対策に引き続き取り組んでまいります。その下の住宅・建築の分野におきましては、南海トラフ地震対策の重点課題であります住宅の耐震対策に加え、空き家改修等の支援を拡充し、取り組んでまいります。その右側になりますがその他の欄ですが、地域住民からの要望に迅速に対応する地域の安全安心推進事業にも引き続き取り組んでまいります。以上の対策を進めため、令和5年度の当初予算

は右上にありますように、431億5,700万円を計上しております。

同じページの下ですが、4 既存インフラの有効活用と計画的な維持管理・更新につきましては、道路や河川などの既存インフラの計画的な維持管理の推進や、高知新港などの港湾の利活用の促進を図るとともに、クルーズの再興に向けた受入態勢の充実・強化をしてまいります。その中で右下にマル拡と記載しております I N A P 会議高知開催におきましては、来年度、10年ぶりに高知で開催されます I N A P 会議に要する経費を計上しております。以上の対策を進めるために、右上にありますように、131億6,900万円を計上しております。

5 ページをお願いいたします。5 デジタル化・グリーン化・グローバル化の推進です。まず、デジタル化につきましては、インフラ分野の D X に向けた取組を推進するため、2億2,900万円を計上しております。その中で新技術を用いたインフラ施設の維持管理につきましては、ドローンやレーザーなどの新技術を活用したインフラ施設の点検を行い、日常巡視や定期点検の効率化・高度化を目指します。その下、デジタル化を活用した行政サービスの変革につきましては、デジタルツインと言われる 3次元の仮想空間を用いた浸水の可視化シミュレーションを行い、新たな行政サービスを目指します。また建設業許可の電子化などに取り組み、県民の利便性向上や行政手続の効率化などを図ってまいります。

その下グリーン化につきましては、脱炭素社会の実現に向けた取組を推進するため、7億3,300万円を計上しております。その中で省エネ住宅の普及促進におきましては、住宅の省エネ断熱リフォームを行う所有者に対し、市町村が補助する場合に、県が間接的にその費用の一部を補助できる制度を創設し、脱炭素の取組を推進してまいります。その下、道路照明・トンネル照明の L E D 化の推進におきましては、省エネ化による地球温暖化防止に加え、長寿命による維持管理費の縮減など、ライフサイクルコストの縮減を目指してまいります。その下、県営渡船の電気推進船への更新につきましては、平成3年から30年以上運行し、老朽化が進行しております県営渡船をディーゼル船から電気船に更新するものです。なおこの更新が実現すれば、定期航路を運航する旅客船としては、全国初の電気船となります。その下の県土の緑化推進では、県管理道路への植樹や防草対策と緑化を兼ねた防草緑化一体型シートの設置などに取り組んでまいります。最後にグローバル化では、外国客船の運航再開への対応や、多言語対応の施設整備などに取り組むため7,200万円を計上しております。

続きまして、6 ページですが、こちらは土木部の一般会計の総括表、7 ページにつきましては、特別会計の総括表、8 ページにつきましては、流域下水道事業会計の総括表となっております。

9 ページをお願いいたします。こちらは令和4年度の2月補正予算です。表の左から3列目、補正見込額の最下段にありますように、一般会計では14億6,416万2,000円の減額と

なっております。これは通常事業の精算や、令和4年度における災害復旧費が当初の見込みを下回ったことなどによるものです。

10ページをお願いいたします。こちらは特別会計になります。まず、土地取得事業特別会計では、四国8の字ネットワークの用地先行取得事業において、事業費の精算に伴う一般会計からの繰入れにより増額。また、港湾整備事業特別会計では、クルーズ船の寄港回数の減少に伴い、高知新港の管理運営委託料を減額したことなどにより、合計で1,911万5,000円の減額となっております。

次の11ページをお願いいたします。こちらは流域下水道事業会計になります。まず、収益的予算では、流域下水道関係3市の負担金の精算などにより減額、また資本的予算では、浦戸湾東部流域下水道事業計画検討委託業務の入札における請負差額などを減額するものです。

続きまして令和4年度の繰越明許費の追加と変更について御説明します。資料③議案（補正予算）の6ページをお願いいたします。第2表繰越明許費補正の1追加の表がありますが、こちらの下の方に参りまして、8ページを見ていただきますと、左側に12款土木費があります。こちらの36億9,408万1,000円につきまして、この議会で追加の議決をお願いするものです。

次に同じ資料11ページをお願いいたします。2変更の表がありますが、これを進んでいただきまして13ページに行っていただきますと、最下段に12款土木費があります。こちらにありますように、12月に承認いただいた繰越しと合わせまして、補正後577億9,523万5,000円につきまして、変更の議決をお願いするものです。

次に資料⑤議案（条例その他）の目録のページをお願いいたします。次のページの第59号議案と第60号議案が条例議案となっております。その他議案といたしましては、第68号議案の1件、それから契約議案といたしましては、第73号から第75号議案の3件となっております。詳細につきましては後ほど担当課長から御説明させていただきます。

次に土木部の参考資料の赤いインデックス、審議会等のページを御覧ください。こちらが令和4年度の各種審議会等の審議経過等一覧表となっております。

最後に土木部の報告事項の資料をお願いいたします。土木部の報告事項の資料ですが、こちらは赤いインデックスが3つついてありますが、土木政策課から4件、公園下水道課と港湾振興課からそれぞれ1件の計6件の御報告があります。詳細は後ほど担当課長から御説明させていただきます。

以上で私からの総括説明とさせていただきます。

◎土居委員長 続いて、所管課の説明を求めます。

〈土木政策課〉

◎土居委員長 最初に、土木政策課の説明を求めます。

◎梅森参事兼土木政策課長 当課の令和5年度当初予算と令和4年度補正予算及び条例その他議案について御説明いたします。

まず令和5年度当初予算です。資料②議案説明書（当初予算）の502ページをお開きください。歳入の主なものについて御説明いたします。まず、7款分担金及び負担金の8目土木費負担金は、土木部で管理運営しています、土木行政総合情報システム等を会計が異なる公営企業局が利用する際の経費を負担金として受け入れるものです。また令和5年度は、それに加え、今年10月の稼働を目指しています、入札参加資格の電子申請システム開発費用として、市町村に負担いただく経費分を歳入として受け入れるものです。

4つ目の8款使用料及び手数料のうち、10目土木使用料は、土木事務所が庁舎や河川敷地等目的外使用を許可した際の収入を受け入れるものです。

一番下の11目土木手数料は、主に建設業の許可に係る申請手数料や、建設事業者の経営事項審査などに係る手数料の収入です。

503ページを御覧ください。上から3つ目の9款国庫支出金の11目土木費補助金は、歳出のところで説明します土木事務所施設整備事業の財源として、国土交通省の社会資本整備総合交付金及び、環境省の地域脱炭素移行・再生可能エネルギー推進交付金を受け入れるものです。

下から3つ目から504ページにかけましての14款諸収入は、市町村からの受託事業の市町村負担金や、県事業に伴う市町村負担金等を受け入れるものです。

504ページの上から2つ目の15款県債、11目土木債は、土木事務所の太陽光発電設備設置工事や、宿毛事務所の高台移転の建築工事等に県債を充当するものです。

以上、令和5年度の歳入予算額は合計37億2,560万1,000円となっています。

続きまして、歳出について御説明します。505ページを御覧ください。右側の説明欄の順に、主なものを御説明します。まず、1人件費は、土木部職員の人件費のうち、事業費での充当分を差し引いた人件費を一括して計上しています。

一番下から506ページにかけましての2企画調整費は、県で実施する研修や各種の技術研修へ県の土木技術職員が参加する経費などを計上しています。

506ページ、上から5つ目の3土木諸費は、土木政策課と各土木事務所の管理運営などに要する経費で、各事務所の庁舎の清掃など保守管理に要する経費や、庁舎の改修などに係る設計と工事費などを計上しています。

下から5つ目の施設整備工事請負費の7億2,312万4,000円のうち、5億3,368万円余りが、宿毛事務所の高台移転に要する経費でして、令和4年度の実施設計に続き建築工事を行うこととしています。

一番下の4建設業活性化事業費は、建設業界の働き方改革に向けた取組や、建設事業者が策定する事業継続計画BCPを認定する取組に係る経費などを計上しています。

次に507ページ、上から5つ目の5建設業者指導監督費は、建設業の許可や県の入札参加に必要な建設業者の企業力を適正に評価するため、経営事項審査やデジタル化の取組として、建設工事等に係る入札参加資格の申請手続のオンライン化に向けたシステム改修に係る経費などを計上しています。

下から2つ目の6建設工事及び建設業務統計調査費は、国土交通省からの委託を県が受けて行っています建設工事の受注状況などの統計調査に要する経費です。

一番下の7地域の安全安心推進事業費は、地域の生活に密着した道路や河川、砂防などの公共施設の維持修繕工事や小規模な改修工事など、地域からの要望に対して各土木事務所の裁量で迅速かつ柔軟に対応するものです。

以上、一番下の計にありますように、歳出予算額は46億2,352万5,000円で、前年度と比較しますと、7億4,725万円余りの増額となっています。

続きまして509ページをお開きください。債務負担行為です。先ほど説明しました宿毛合同庁舎建築工事の当初予算分に加えまして、令和5年度から6年度にかけて必要となる経費7億7,456万1,000円を計上しようとするものです。

以上が令和5年度の当初予算の内容です。

続きまして、令和4年度補正予算について御説明します。資料④議案説明書(補正予算)の249ページをお開きください。歳出について御説明いたします。12款土木費、1目土木政策費の右側の説明欄の1人件費の市町村派遣職員費負担金は、土木事務所で受け入れています市町村からの交流職員の1人分の負担金です。

その下の2企画調整費の減額は新型コロナウイルスの影響で出張等が中止となったことなどにより、旅費などを減額するものです。

下から3つ目の3土木諸費の減額は、土木事務所の負担金、旅費を減額するものです。

以上、歳出予算の補正額は253万7,000円の減額となっており、補正後の総額は39億8,241万1,000円です。

250ページをお開きください。繰越明許費について御説明します。1つ目の土木諸費は、安芸土木事務所室戸事務所がごぞいます室戸総合庁舎のエレベーター改修工事及び中央東土木事務所職員駐車場コンクリートブロック塀改修工事において、部品の納期遅延や計画調整に不測の日数を要したことなどにより、3,392万6,000円の繰越しをお願いするものでございます。

2つ目の建設業者指導監督費は、令和4年度から5年度にかけて改修を行いますため債務負担を取っておりました入札参加資格電子申請システム開発委託を進めてきた中、契約の相手方から、システム構築の途中段階での成果品の納品が難しいとの申出がありましたため、令和5年度の完成時に一括して納品してもらうこととしましたため、3,895万1,000円の繰越しをお願いするものです。

以上が令和4年度補正予算の内容です。

続きまして、資料⑤議案（条例その他）の48ページから50ページにかけて、第73号議案、第74号議案、第75号議案がありますが、青いインデックスの土木部参考資料で説明させていただきます。

土木政策課の赤いインデックスの1ページをお開きください。第73号議案、国道441号防災・安全交付金（口屋内トンネル（Ⅰ））工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案です。この工事は、資料上段の位置図に口屋内トンネルとお示ししている全体延長1,841メートルのトンネル工事のうち、赤い線で示している西土佐側の延長594メートルのトンネル工事で、令和2年12月24日に田邊・轟・土居特定建設工事共同企業体と契約を締結し、令和5年7月31日を完成期限として工事を進めてきたものです。

資料下段の工事概要の変更内容の欄を御覧ください。今回の変更につきましては、労働環境改善及び生産性向上の取組として、週休2日制モデル工事の実施や、急激な資材価格の変動に伴い、「スライドの適用」を実施したこと。さらにトンネルの掘削が完了した後も湧水が多く、坑内排水に高濃度のアルカリが計測されたため、覆工完了まで濁水処理期間を延長したことから、契約金額を22億2,701万6,000円から、1億9,034万4,000円増額し、24億1,736万円に変更しようとするものです。

続きまして、参考資料の2ページをお開きください。第74号議案、国道493号（北川道路）道路改築（和田トンネル（Ⅱ））工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案です。この工事は資料上段の右下の拡大した位置図に、和田トンネルとお示ししている全体延長約2.2キロメートルのトンネル工事のうち、赤い線で示しています、奈半利町側の延長約0.8キロメートルのトンネル工事で、令和2年12月24日に轟組・大旺新洋・三谷組特定建設工事共同企業体と契約を締結し、令和5年3月31日を完成期限として工事を進めてきたものです。

資料下段の工事概要の変更内容の欄を御覧ください。今回の変更につきましては、トンネル掘削中に当初の想定より地質が脆弱で、トンネル本体の構造の安定性を図る必要が生じたため、掘削面の地山を支える支保構造の見直しや掘削面からの崩落防止のため、地山を補強する補助工法の追加が必要となりました。またトンネル坑口の上部斜面において崩壊や落石が懸念される滑り面や不安定な転石等が確認されたことに伴い対策工を追加したことから、契約金額を19億9,692万9,000円から7億9,986万5,000円増額し、27億9,679万4,000円に変更することと併せまして、完成期限を令和5年3月31日から366日間延長し、令和6年3月31日に変更しようとするものです。

続きまして、参考資料の3ページを御覧ください。第75号議案、都市計画道路はりまや町一宮線防災・安全交付金工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案です。この工事は高知市はりまや町から桜井町において施工しており、資料上段の位置図の赤い

線で示している施工延長140メートルで、令和4年3月23日にミタニ・福留・須工ときわ特定建設工事共同企業体と契約を締結し、令和6年12月17日を完成期限として工事を進めてきたものです。

資料下段の工事概要の変更内容の欄を御覧ください。今回の変更につきまして、1点目は、現状の風景を保存するための新堀川右岸の石垣補修について、水際部での損傷が広範囲に発見されたことなどにより、施工箇所への水の侵入を防ぐ仮設工を、大型土のうによる仮締切工から鋼矢板によるものに見直しました。2点目は工事施工時の道路利用者の安全を確保するため、交通誘導警備員の配置計画を見直しました。これは自動車交通の一方通行の通行規制と歩行者、自転車の安全な通行を確保するために、交通誘導警備員の配置を増やしたことなどによるものです。以上の変更などにより、契約金額を14億4,162万7,000円から2億4,586万1,000円増額し、16億8,748万8,000円に変更することと併せまして、完成期限を令和6年12月17日から104日間延長し、令和7年3月31日に変更しようとするものです。

土木政策課からの説明は以上です。

◎土居委員長 質疑を行います。

◎上治委員 地域の安全安心推進事業費は、説明があったように、とにかく住民のことに早急に対応しようということですのでごくいいと思うんですが、各土木事務所均一というか定額なんですか。

◎梅森参事兼土木政策課長 それぞれ事務所により、道路、河川、砂防といった箇所をあらかじめ調べて、その金額に応じまして、一番多いのが高知土木事務所で3億4,400万円余りです。一番少ないのが安芸土木事務所室戸事務所で3,750万円で、箇所によって金額の大小をつけております。

◎上治委員 素早く対応できるための予算ということは、工期的に何日もかかるようなことではないのかなと捉えるんですが、1回の工事金額の上限は決まっているんですか。例えば1件が1,000万円以下とか、3,000万円とか決めているものなのか。

◎梅森参事兼土木政策課長 できる限り小規模なものを中心としてやっております、川のしゅんせつなどにつきましては有利な地方債が活用できますので、規模の大きなものは事業債を使ったりということで、県単事業ですので、できるだけ要望の高いところを速やかにやるということで、単価は決めておりますけれども、状況に応じてやらせていただいているところです。

◎上治委員 1件の請負工事金額の上限は特にないということでもいいんですか。

◎梅森参事兼土木政策課長 原則500万円までとくくっております。

◎上治委員 分かりました。それから土木によって違うというのは、予算は全体として組んでいるので、令和5年度に、事務所によって災害ではないけれども、住民からの要望が

多くなって、例えば安芸土木での予算ではしんどいときに、土木事務所間で流用をしてでも対応できるものか。それとも事務所で決まった予算から上はないという捉え方なのか。

◎梅森参事兼土木政策課長 一定、要望等を受けてやっておりますので、自分ところの分は消化した上でどうしても足りないということになりましたら、全体を見まして、この安全安心だけでいけるのか、それ以外の事業を使うのかという相談しながら進めております。

◎岩崎土木部副部長 補足よろしいですか。この安全安心推進事業は、もともとできたときには、土木事務所の管内の河川の長さ、道路の長さ、人口、海岸の長さといったことを勘案して、トータルを分けてやっております。今まで大きな問題はなかったんですけども、年度終わりぐらいになってきますと、足りない事務所もあります。梅森参事が申し上げましたとおり最初は事務所の中で、河川と道路とか海岸とかこの中でやり取りをして、どうしても無理であれば、ほかの土木事務所間の流用もやった事例はあります。

◎上治委員 事務所が持っている施設の状況に応じて金額の多寡はあろうと思うんですが、部長が言われる地域住民からの要望にできるだけ早く応えて、安全安心を図っていこうということであれば、どういうことが起こるか分からんけど、事務所間の流用もできないことはないということになっていけば、素早くできるのかなど。それで構いません。

◎弘田委員 住民の要望で、時々、私も室戸土木や安芸土木に行くんですけど、この所長裁量の予算が足りないことが度々ありましてね。足りないから何とかしてあげてくれということで、ほかの事務所に余ってないかとかね。それはやってくれるんですけど、県単の事業だからこの16億円を増やすのは難しいかもしれないけど、各事務所の要望によって、ちょっと今年は上積みするとか、そういうこともあっていいんじゃないかなと思いますので、ぜひ要望の多さを勘案して、財政課あたりへ余計ちょうだいとか、ちょっと努力をしてくれないかなと思って、どうですかね。

◎梅森参事兼土木政策課長 おっしゃるように県単事業ですので、年間16億円を確保するのは非常に苦労しております。岩崎副部長も言いましたように、管内の地域性を捉えて充てているところです。先ほども申し上げましたように河川の場合ですと、しゅんせつ債など別の起債を使えるということもありますし、国土強靱化の中でもメンテナンスの部分でできることもありますので、あくまでも緊急性の高い県単独でないといけない小規模なものを中心に、決算も毎回ほぼ全額という形でやらせていただいておりますので、ほかの事業の使えるところも有効に使いながら、この金額は確保していきたいと考えております。

◎坂本土木部副部長 補足で、梅森参事が言いましたように16億円に対するシーリングは5%かかっていますので、毎年8,000万円をどこかで生み出さないといけないというのが土木部の大きな課題になっています。結局、しわ寄せが道路の県単の改良事業に行きますので、そこは何かならないかという要望をずっとしているところです。また御協力いただけたらと思います。

◎弘田委員 予算確保は大変だと思うんですけど、住民からの道路にしたって要望がありますし、ぜひ頑張っていたきたいと思います。よろしく願いいたします。

◎上治委員 予算の4番目建設業活性化事業で、週休2日の働き方改革を上げられているんですが、建設業の看板でよく見るのが働き方改革で週休2日制実施ということで、事業費のお金はどういうふうに使われるのですか。

◎梅森参事兼土木政策課長 この予算につきましては、主には建設業の活性化事業補助金で使わせていただいています。週休2日に関しまして特段、経費をかけているわけではありませんけれども、令和6年度から時間外の上限規制が始まるということで、報告事項でも説明させていただこうと思っておりますが、国、県、市町村で一体となって週休2日の取組を進めておりまして、令和4年度につきましては第2土曜日を一斉休業日で工事を休んでいただくということをやっております、令和5年度からは月2回第2第4土曜日を休むような取組を、あまり経費をかけないでやらせていただいております。ここで組んでいる予算は研修の経費とか、アドバイザーを派遣する経費が含まれております。

◎土居委員長 関連で、第73号議案の口屋内バイパス工区の工事変更のところに週休2日制モデル工事の実施とあるんですけど、去年の9月議会の第3回変更の後、今回の変更ということで工期は変わってないんですけど、金額8,500万円の中身はなんですか。

◎梅森参事兼土木政策課長 トンネルの掘削が完了いたしまして、週休2日制の取組の状況を確認しまして、その金額を工事費に上乗せさせていただき経費がこの8,500万円です。

◎土居委員長 工期の変更は必要ないんですか。終わっているということですか。

◎梅森参事兼土木政策課長 この件につきましては、トンネルの掘削も完了しております、これまでに何回となく変更させていただき中で工期の変更もさせていただいて、スライドの関係とか、あと排水の関係なんかもほぼめどが立ってきたということで、期間の変更は今回することなく、金額の増額だけを最終精算で上げさせていただいております。

◎黒岩道路課長 後ろから失礼いたします。この工事、週休2日制の積算に関しては、週休2日の実施状況を最終に確認いたしまして、諸経費を補正する形で精算を上げるという積算の仕組みになっております。掘削工事が全て完了した後に工期全てにわたって週休2日が実施できていれば、諸経費で割増しする。割増しした諸経費のプラス分が、今回ここで書かせていただいております8,500万円で、こういう積算をしなさいというルールになっておりますことから、最終でオンをさせていただいたということです。

◎土居委員長 質疑を終わります。

以上で、土木政策課を終わります。

〈技術管理課〉

◎土居委員長 次に、技術管理課の説明を求めます。

◎田内技術管理課長 技術管理課の令和5年度当初予算及び令和4年度補正予算について

御説明いたします。

初めに当初予算です。資料②議案説明書（当初予算）の510ページをお開きください。歳入について御説明いたします。11目土木費補助金は、歳出のところで説明します、三次元点群データ活用事業の財源として、デジタル庁のデジタル田園都市国家構想推進交付金を受け入れるものです。

以上、令和5年度歳入予算の合計は1,610万4,000円となっております。

続きまして歳出について御説明いたします。次の511ページを御覧ください。2目技術管理費につきまして、右側の説明欄に沿って主なものを御説明いたします。まず、1優良建設工事施工者表彰費は、県が発注した建設工事のうち、優秀な成績で工事を完成させた企業と技術者等を表彰するもので、表彰の応募の取りまとめや、表彰式、表彰工事の発表会などの業務を、民間事業者に委託するための経費等です。

次に2施工管理技術向上事業費は、県内企業の土木技術者や、県、市町村の土木技術職員を対象に、新たな技術の習得や技術のさらなる向上を目的として研修を行うもので、工事の施工管理に関する研修や、橋梁、トンネルなどの点検、補修に関する研修に必要となります会場借り上げ費や、講師への謝金などの経費です。

次に3建設技術管理事業費の電子納品運用支援等委託料は、建設工事の完成図書などの電子データを保管する、電子納品保管管理システムの運用保守に要する経費や、公共工事の執行を総合的に支援する、土木行政総合情報システムのOSのサポートが終了することに伴うOS更新のための経費などです。

2つ下の建設業活性化事業委託料につきましては、建設現場の働き方改革や生産性の向上に向けて、デジタル技術の活用等について検討する情報化技術活用検討委員会や、建設事業者の技術者を対象とした、デジタル技術活用の実技研修会などを開催するための経費です。

その下の三次元点群データ活用事業委託料は、現実世界に実在します地形や建物などをデータ化し、現実世界と同様の空間をデジタルの仮想空間として再現する技術、いわゆるデジタルツインを活用した、新たな行政サービスの検討を行う経費です。令和5年度は、まず、プロトタイプとしまして、高知市の鏡川と久万川周辺の一定のエリアにおいて、デジタルツインを構築し、この中で河川が氾濫したときの状況を再現します。これにより、建物のどの高さまで浸水するのか、立体的に見えるようになり、河川の氾濫によるリスクがリアルに可視化できます。この仕組みを3次元ハザードマップとして、インターネットを通じて、県民の皆様に公開し、防災意識の向上を図りたいと考えております。あわせて、デジタルツインのエリアの拡大に向けた課題の抽出や、他の分野における活用方法についても検討を進めていきたいと考えております。

次の512ページをお願いいたします。

以上、令和5年度の歳出予算の合計は、9,873万3,000円で、前年度と比較しますと、5,541万3,000円の増額となっております。

以上が令和5年度の当初予算の内容です。

続きまして、令和4年度補正予算につきまして御説明いたします。資料④議案説明書(補正予算)の251ページをお開きください。歳出について御説明いたします。2目技術管理費の右の説明欄の1建設技術管理事業費です。下にあります、電子納品運用支援等委託料及び建設業活性化事業委託料につきましては、新型コロナウイルスの影響のため、当課で開催した研修会や講座等をウェブ開催としたことから、会場使用料などが減額となったものです。

その下の土木電算連絡協議会等負担金及び事務費につきましては、土木電算連絡協議会のほか、主に県外が会場となります会議等が実施されなかったことにより、負担金及び旅費が不用となったことによるものです。

以上が令和4年度の補正予算の内容です。

技術管理課からの説明は以上です。

◎土居委員長 質疑を行います。

◎上治委員 優良建設工事の施工の表彰をしたところは、例えばその年度か次の年度に総合評価方式の中で加点のようなことはあるんですか。

◎田内技術管理課長 令和4年度表彰を今年度行いましたけれども、令和5年度の工事の発注から、表彰された企業、技術者、現場代理人、これらの方々がのおの総合評価方式で加点される仕組みがあります。

◎上治委員 住宅の品質確保の促進等に関する法律の中で一生懸命、技術も工事もいいものにしよう、安全もしっかりしたものにしようということで、加点が多くあるかないかは別としても、賞をもらうだけではなく、そういうふうには会社として利点があればやりがいもあるので、これは続けていただければと思います。

◎下村副委員長 デジタルツインのデータを集めていくことが一番大変だと思うんですけど、具体的にまだちゃんとイメージできていないんですけど、どんな感じでデータを集めていくのか教えていただけますか。

◎田内技術管理課長 令和5年度につきましては、国土交通省が既に点群データとして測量したものが 있습니다。高知県内もある程度カバーできていると調査しておりまして、取りあえず令和5年度は、そういった既存の国等が測量したデータを活用して行って、足りない分については、補足的に県で測量したいと考えております。

◎下村副委員長 エリアを広げていくという話ですけど、今の課長の御説明のとおりかもしれないんですけど、広げていくところはどこら辺まで見据えてやっていくのか。高知県全体なのかとか、河川のどの辺りをターゲットとするのかとか、どこら辺まで考えられて

いるのでしょうか。

◎**田内技術管理課長** どういった活用方法によって、どのエリアが必要になるかというのはこれから検討も進めていきたいと思っております。最終的にはやはり、県土全域をカバーしたい。ただ、来年度から他の活用方法の検討も進めてまいりますので、効果のあるところから、順次必要なエリアの測量とか、点群データといったものをそろえ、デジタルツインの整備を図っていきたいと考えております。

◎**岡田委員** 関連してですけども、データはどういうところで活用されるんですか。一般でも見られるんですか。

◎**田内技術管理課長** 国土交通省が先行して進めておりますし、地方自治体でいえば静岡県が先進県です。こういった点群データといいますけれども、レーザーで測量した建物とか地形のデータがホームページ上で見えるようになっております。

◎**岡田委員** 民間が活用して事業をするというケースなんかも出てきますか。

◎**田内技術管理課長** こういったデータは、我々行政が持っているだけではなくて、オープンデータとして民間に活用していただいて最も効果が出てくるという観点もあって、静岡県が既に公開しております。民間企業は全体で把握できていないですけど、例えば静岡県を舞台としたゲームのベースに使ったりといった活用方法がされているようです。

◎**岡田委員** 汎用性とか、いろいろ使い方が出てくるんじゃないかなと思って、そういう点では一定のガイドラインとか必要なものが出てくるのでしょうか。

◎**田内技術管理課長** 今後民間活用がされていく中で、どんな使われ方がされるのかはまだ想定ができておりませんので、もしかしたらそういった規制とか、ルールづくりが必要になってくるものと思っております。

◎**土居委員長** 質疑を終わります。

以上で、技術管理課を終わります。

〈用地対策課〉

◎**土居委員長** 次に、用地対策課の説明を求めます。

◎**中平用地対策課長** それでは、用地対策課の令和5年度当初予算について御説明させていただきます。お手元の資料②議案説明書（当初予算）の513ページをお開きください。

用地対策課の一般会計の歳入予算です。主なものを御説明させていただきます。中段辺りになりますが、第9款国庫支出金の5目土木費負担金の（1）用地対策費負担金につきましては、市町村等が実施する地籍調査事業に係る国庫負担金です。

以上、用地対策課の令和5年度歳入予算の総額は、次のページ、514ページにありますように7億6,430万9,000円となっております。

続きまして、歳出予算について御説明させていただきます。515ページをお願いいたします。右側の説明欄に沿って主なものを順次説明させていただきます。まず、第12款土木

費の3目用地対策費の説明欄を御覧ください。2用地指導費のうち、2つ目の未登記処理測量等委託料は、過去に取得したものの未登記となっている土地について、再測量業務等を行うための経費となっております。

さらにその2つ下の分筆登記等事務委託料は、国から受託する四国8の字ネットワークの用地先行取得事業について、用地買収後の分筆登記等業務を委託するための経費となっております。

516ページをお開きください。一番上の高知県用地対策連絡協議会負担金につきましては、知事が代表を務める団体である高知県用地対策連絡協議会への負担金であり、双方代理による契約を有効なものにするため、議会の議決をもって事前許諾を頂こうとするものです。

次に3砂利対策費のうち測量調査等委託料は、砂利採取による影響を確認するために、毎年、継続して実施しております、海砂利採取土場の近傍にある砂浜海岸での定点観測調査及び、3年ごとに実施しております、海砂利採取土場の残存採取可能量の調査に要する経費となっております。

次に4河川海岸等自然保護対策費のうち事務費につきましては、主に各土木事務所に配置しております、土木巡視監視員に係る給与等の経費となります。

続きまして下段の6土地利用調整費のうち、次のページになりますけども、上から2目になります土地利用規制等対策費交付金につきましては、国土利用計画法に基づく土地取引の届出内容の審査等に要する経費でありまして、土地取引の届出窓口であります市町村に対して、事務費相当分を交付するものです。

次に7地価調査費のうち基準地地価鑑定委託料は、県が実施する地価調査において、毎年7月1日時点の標準的な土地の価格を判定する業務に係る経費となっております。

次に8国土調査費のうち地籍調査事業費補助金は、地籍調査事業の実施主体である市町村等に対して、測量等に要する経費を補助するものです。令和5年度は補助事業が完了した10の町村を除く、残りの24市町村と、1つの森林組合におきまして、面積にして約44平方キロメートルの事業を実施する予定としております。

4目収用委員会費の1収用委員会運営費は、委員7名の報酬など、収用委員会の運営に要する経費となります。

次に土地取得事業特別会計について御説明させていただきます。同じ資料の792ページからが用地対策課分となります。

令和5年度当初予算につきましては、今年度末、高知県土地開発公社が解散することに伴いまして、令和5年4月に用地対策課内に高規格道路用地室を新設し、四国8の字ネットワークの早期完成に向けて、公社がこれまで担ってきた事業を引き継ぐ組織体制を構築するために、それらを踏まえた予算額を計上させていただいております。

まず歳入予算ですが、第1款土地取得事業収入の1目財産収入の財産売却収入は、四国8の字ネットワークの事業施行者である国に代わって県が先行取得した用地と、これまでに公社が先行取得した用地につきまして、国が用地国債制度に基づき4か年に分割して再取得を行うこととなるため、令和5年度に国から支払いを受ける金額を計上しております。

続きまして歳出予算ですが、次の793ページを御覧ください。第1款土地取得事業費、2目土地取得事業費の右側の説明欄になりますが、1土地取得事業費につきましては、四国8の字ネットワークの用地の先行取得事業に係る費用を計上しております。

2地方債元利償還金と、3免責的債務引受償還金は、どちらも歳入予算で御説明しましたとおり、用地国債制度に基づき、国から支払いを受ける金額を金融機関への償還に充てるものでして、2地方債元利償還金は、県債への償還です。また、3免責的債務引受償還金は、解散する公社の債務を引き受けた県が公社に融資を行った銀行へ償還を行うものです。

794ページをお願いいたします。債務負担行為のうち、過年度議決済みに係る分です。令和4年12月議会で議決いただきました、高知県土地開発公社の免責的債務引受償還金の債務負担行為につきまして、令和5年度から7年度までの支出予定期間に係る限度額に対しまして、先ほど歳出予算において御説明いたしました令和5年度の現年化による予算額を差し引いた残額を当該年度以降の支出予定額と見込んでいます。

続きまして、令和4年度一般会計の補正予算について御説明させていただきます。お手元の資料④議案説明書(補正予算)の資料を御覧ください。この資料の252ページからが用地対策課となっております。

このページの歳入の補正につきましては、歳出予算の補正に連動しておりますので、内容につきましては歳出で併せて御説明させていただきます。

次のページを御覧ください。歳出予算の右側の説明欄に沿って主なものを御説明いたします。第12款土木費、3目用地対策費の説明欄で、2国土調査費の地籍調査事業費補助金は、国の最終交付決定額に基づき減額補正を行うものです。

その下の4目収用委員会費の収用委員会運営費は、収用委員会の開催回数が当初の見込みを下回ったことによる委員報酬の減額と、当初は土地の鑑定を必要とする事案を想定しておりましたが、その後、その一部がなくなることにより、出頭者報酬及び事務費の減額補正を行うものです。

以上、用地対策課の一般会計の令和4年度2月補正予算の総額は、次の254ページにありますように、2億1,764万5,000円の減額となっております。

続きまして土地取得事業特別会計について御説明をいたします。同じ資料の372ページをお願いいたします。

このページの歳入の補正につきましては、歳出予算の補正に連動しておりますので、歳

出で併せて御説明させていただきます。

次のページを御覧ください。第1款土地取得事業費の2目土地取得事業費の説明欄で、1土地取得事業費は、執行予定の事業費において、財源として県債を充てられない100万円未満の金額について、一般会計から繰入れ充当するものです。

374ページをお願いいたします。続きまして、繰越明許費について御説明いたします。第1款土地取得事業費の2目土地取得事業費は、四国8の字ネットワークの用地の先行取得事業において、令和4年度に建物等の移転契約を締結したもののうち、年度内に移転が完了しないものについて、繰越しをお願いするものです。

以上で、用地対策課の説明を終わります。

◎土居委員長 質疑を行います。

◎上治委員 補正で地籍調査の最終交付決定額が2億1,400万円余り減っているんですけど、来年度は約44平方キロやろうということで、補正は当初計画したものをやったけれども調査費がそこまで要らなかったという理解でいいのか、あるいは、どこかの市町村が地籍調査するに当たって、当初計画していた面積まで達しなくて減ったという理解でいいのか。

◎中平用地対策課長 地籍調査の予算につきましては、当初予算は一定市町村の要望額で査定を受けて計上しておりますけれども、その後やはり国の補正事業がありますので、12月で増額補正をさせていただいております。その12月補正につきましても、12月議会に予算要求する金額が、国の内示額が出る前の金額になっておりまして、市町村の要望額をベースに12月補正をさせていただいている関係上、その後、大体要求額の8割から9割ぐらいが国から内示を受けるんですけども、その差額分がどうしても年度末に余ってきますので、そこを2月議会で減額させていただいているということで、市町村自体は要望額上げているんですけども、国の内示で多少金額が落ちてしまうということが例年の流れになっております。

◎上治委員 来年度44平方キロやるけど、全体的には地籍調査の進み具合が順調とはなかなか言い難い状況で、南海トラフ巨大地震の確率が年々と高くなっていく中で、これが起こったときには、地籍調査のしっかりしたデータが復興には必要なことだと思うんですけど、県としたら市町村との連携の中、何年ぐらいで地籍調査が完了するのか、めどを立てていますか。

◎中平用地対策課長 現在の進捗状況なんですけども、高知県の地籍調査事業を令和4年度末までやったとすると、進捗率は59.3%ぐらいになります。ちなみに全国の進捗は52%ぐらいです。例年、県事業としまして、市町村の事業費ベースで申し上げますと、当初予算と補正予算を組んで、大体年間十七、八億円といった事業費を毎年こなしているんですけども、進捗は毎年1%ぐらい増えていく感じになっております。単純にいきますと、あ

とまだ40年ぐらい事業をしないと高知県の場合は100%にならないというところです。先ほど委員がおっしゃいました南海トラフ地震への対策で、沿岸部分の19市町村につきましては、できるだけ早く事業を進捗してもらうように、毎年各市町村も訪問させていただいて、担当課でやったりとか、市町村長レベルにいろんなお願いをしております、事業費であったり、マンパワーといったところも地籍調査にできるだけ注いでいただけるようお願いしております。その関係もありまして、沿岸部につきましては年間2%ぐらい進捗しております、令和4年度末の見込みになりますけども、39%ぐらいまで進むのかなと思っております。沿岸部につきましては、できるだけ南海トラフの津波浸水予想区域については重点的にできるだけ早くやっただけようをお願いしているところです。

◎上治委員 進まなかったらいかんので、それぞれ市町村の財政状況は様々あって県が指導しながらやっていくということなのですが、例えば市町村が要望して、国の内示枠に足りないとか、国が絞るといふことがあれば、県としてやっぱり南海トラフの関係で積極的に行きたいんで、国にしっかりと予算を獲得できるように、それで市町村の面積が減るといふことがないよう努力していただくように。要望でいいです。

◎土居委員長 未登記処理測量等委託料ですけど、今後処理しなければならない未登記状態の県の土地ってどのくらいあるもので、どういう順序でやっているのか。

◎中平用地対策課長 まず、現状について御説明いたします。過去に公共事業で取得して、相続問題とか境界が不確定、それから所有者が行方不明とか、いろんな問題があつて未登記になっている土地がありまして、これが令和3年度末で2,300筆ぐらいありました。これについて登記を順次やっていこうとしているんですけども、境界が不確定であったり、所有者が行方不明であったりとか、いろんな事情がありますので、ランク分けをしております。再測量することで登記ができそうな土地について、Aランク、Bランク、Cランクじゃないですけど、そういうランクをつけた上で、できそうなところから手をつけてやっていくという形で進めております。

◎土居委員長 予算額1,100万円程度で、進み具合は例年どおりな感じなんですか。

◎中平用地対策課長 土木事務所に、再測量の業務も土地家屋調査士会なんかにもお願いして進めてもらっているんですけど、年間10筆から15筆ぐらい再測量して登記していくという進捗度で、一気になかなか難しいんですけども、可能な範囲でやっていくということで進めているところです。

◎土居委員長 質疑を終わります。

以上で、用地対策課を終わります。

〈河川課〉

◎土居委員長 次に、河川課の説明を求めます。

◎谷脇河川課長 それでは河川課の令和5年度当初予算及び令和4年度補正予算について

御説明いたします。

まず、令和5年度当初予算について御説明いたします。資料②議案説明書（当初予算）の519ページをお開きください。歳入についてです。第7款分担金及び負担金の8目土木費負担金の河川管理費負担金は、ダムの共同設置者の負担金です。

第8款使用料及び手数料の10目土木使用料は、河川の使用料や発電などの水利使用料です。

第9款国庫支出金の11目土木費補助金は、河川やダム関係の各事業に対する国の補助金や交付金です。

520ページをお開きください。10目土木費委託金は、水資源対策調査や水害統計調査のための国からの委託金です。

第10款財産収入の1目財産貸付収入は、電柱等を設置している土地の貸付けによる収入です。

第14款諸収入の1目受託事業収入は、河川改修事業の実施に伴い、市町村事業を併せて執行する場合に、市町村の負担分を受け入れるものです。

521ページを御覧ください。3目過年度収入は、後進地域特例法の適用団体への補助率差額などに係る収入です。

17目土木部収入は、桐見ダムの売電収入や鹿児島第二排水機場の共同設置者である高知市の維持管理費用の負担額などです。

第15款県債の11目土木債は、歳出予算に伴う県負担分の財源措置を行うものです。

以上、令和5年度の歳入予算の合計は101億5,954万4,000円です。

続きまして、歳出予算について御説明いたします。522ページをお開きください。右の説明欄に記載されている順に主なものについて御説明いたします。最下段の1目河川管理費の2和食ダム建設事業費は、ダム本体建設工事におけるコンクリート打設や、ダム管理設備などの整備に必要な経費を計上しております。

3生活貯水池ダム建設事業費は、大月町の春遠地区におきまして、春遠第一ダムの本体建設工事における基礎掘削や、コンクリート打設などの整備に必要な経費を計上していません。

4ダム改良費は、管理する6つのダムにおける老朽化した設備の更新に必要な経費です。

523ページを御覧ください。5河川管理費は、一級河川の県管理区間と、二級河川の管理に要する経費でその主なものについて御説明いたします。まず、河川環境整備等委託料は、住民との協働による草刈りなど、年間を通じた美しい水辺の景観をつくり出すためのおもてなしの水辺創生事業の実施や、沈廃船処分などを委託するための経費です。

水門、樋門等管理委託料は、水門、排水機場の市町村などへの管理委託や水門や堤防等の定期点検などに要する経費です。

6 河川管理推進事業費は、河川美化活動のボランティアを行う河川愛護団体に対して傷害保険への加入や消耗品の配布により支援を行うものです。

7 水資源対策費は、水需給に関する基礎調査に要する経費や、ダムの管理に係る負担金などです。

8 エネルギー対策費は、発電施設などが所在する市町村が行う公共施設の整備などに対して交付金を交付するものです。

9 永瀬ダム管理費から、526ページの14生活貯水池ダム管理費は、県が管理するダムの洪水調節や、上水道、工業用水の供給など、適正なダム管理のために要する経費です。

引き続きまして、526ページを御覧ください。15ダム調整費は、物部川、奈半利川の濁水問題など、事業者間の調整に要する委託費などです。

次に2目河川整備費の説明欄1河川改修費は、国の交付金事業に採択されない河川の改修や維持管理を県単独費で行う経費で、高知市の薊野川などで整備を推進します。この中で有利な地方債を活用した予算も計上しており、室戸市の室津川や黒潮町の伊尾木川など、87か所で豪雨に備え堆積土砂の掘削や樹木伐採を行い、計画的な維持管理を進めてまいります。

2 河川調査費は、豪雨時における住民の円滑な避難に役立てる想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図の作成や、技術管理課からも説明がありましたように、デジタルツインを活用した新たな行政サービスの検討のために、久万川など5河川で3次元点群データを試作するものです。

3 水防活動費について、次の527ページを御覧ください。令和5年度の水防計画の策定や雨量や水位を観測する水防情報施設及びその情報を自動収集し、防災関係機関に提供する水防情報システムの維持管理を行う経費などです。

3目河川改良費の説明欄1社会資本整備総合交付金事業費は、北川村の奈半利川において清水バイパス事業を実施するための経費です。

2 防災・安全交付金事業費は、いの町の宇治川などで改良工事を進めるための経費や、宿毛市の松田川で堤防の粘り強い化を行うための経費などです。

3 大規模特定河川事業費は、安芸市の安芸川ほか2河川で、事前防災対策を計画的、集中的に実施するための経費です。

4 事業間連携河川事業費は、浦戸湾の三重防護事業と連携し、浦戸湾へ流れ込む河川の地震対策を行うための経費です。

5 河川メンテナンス事業費は、香南市の香宗川や南国市の後川などで、排水機場や水門などの河川管理施設の長寿命化を図るための経費です。

528ページをお開きください。6 国直轄河川事業費負担金は、国が行う仁淀川などでの河川改修事業や、国が管理するダムの堰堤改良事業などの直轄事業及び独立行政法人水資

源機構が行う早明浦ダム再生事業に係る県の負担金で所要額を計上しております。

以上、令和5年度の歳出予算の合計は102億9,093万2,000円で、前年度と比較しますと2億1,233万6,000円の増額となっております。

続きまして、債務負担行為について御説明いたします。529ページを御覧ください。まず、和食ダム建設事業費につきましては、和食ダムの供用開始に必要なダム管理設備の工事などで、2か年にわたる長期の工期が必要であるため、債務負担行為により事業を実施するものです。

生活貯水池ダム建設事業費につきましては、春遠第一ダムの取水放流設備及びダム管理用制御処理設備並びに電気通信設備の製作据付け工事であり、一連の工事として、複数年にわたる契約となることから、債務負担行為により事業を実施するものです。

永瀬ダム施設点検等委託料につきましては、点検整備基準に基づく業務及び出水時の洪水対応などの補助業務を、民間の企業にアウトソーシングするもので、管理業務の習熟度を上げるため委託期間を2年間とし、債務負担行為により事業を実施するものです。

河川課の令和5年度当初予算の説明は以上です。

続きまして、令和4年度補正予算について御説明いたします。資料④議案説明書（補正予算）の255ページをお開きください。歳入予算の内容については、先ほど御説明しました当初予算と同様、歳出予算に連動しまして補正を行ったもので、受託事業収入、県債の減により、最下段1億1,877万4,000円の減額となり、合計で151億5,161万7,000円となっております。

続きまして、歳出予算について御説明いたします。256ページをお開きください。1目河川管理費の右端の説明欄を御覧ください。1河川管理費は、入札による請負残によるものです。

2目河川整備費の1河川改修費は、受託事業の減に対応するものです。

3目河川改良費の1社会資本整備総合交付金事業費、2大規模特定河川事業費と3河川メンテナンス事業費は、受託事業の減に対応するものです。

4国直轄河川事業費負担金は、国の事業費減に対応するものです。

257ページを御覧ください。以上、歳出予算の補正額は1億2,115万円の減額となり、合計で155億5,432万円となっております。

次に繰越明許費について御説明いたします。258ページをお開きください。繰越明許費につきましては、12月議会まででも御承認をいただいておりますが、その後の状況の変化により追加変更をお願いするものです。

まず、追加について御説明いたします。1目河川管理費の河川管理費につきましては、水門等の塗膜のPCB含有調査の委託業務を繰り越すもので、仮設資材の搬入路について地元との調整に日時を要したため、789万8,000円の繰越明許費をお願いするものです。

桐見ダム管理費につきましては、ダム施設修繕工事を繰り越すもので、新型コロナウイルスに伴う部品供給の遅れにより日時を要したため、3,999万5,000円の繰越明許費をお願いするものです。

坂本ダム管理費につきましては、ダム放流施設の修繕工事を繰り越すもので、工事用資機材の搬入路について地元との調整に日時を要したため、3,341万7,000円の繰越明許費をお願いするものです。

生活貯水池ダム管理費につきましては、鎌井谷ダムと中央東土木事務所をつなぐ中継局の無線機の修繕工事を繰り越すもので、新型コロナウイルスに伴う部品供給の遅れにより日時を要したため、680万6,000円の繰越明許費をお願いするものです。

ダム調整費につきましては、和食ダム付け替え道路の維持管理の委託業務を繰り越すもので、作業用資機材の搬入路について地元との調整に日時を要したため、250万円の繰越明許費をお願いするものです。

2目河川整備費の河川調査費につきましては、四万十市の岩田川におきまして、河川整備計画の作成委託業務を繰り越すもので、国との協議に日時を要したことなどから、1億1,619万6,000円の繰越明許費をお願いするものです。

3目河川改良費の社会資本整備総合交付金事業費につきましては、奈半利町の奈半利川におきまして、委託業務を繰り越すもので、工事用資機材の搬入路について地元との調整に日時を要したため、5,738万9,000円の繰越明許費をお願いするものです。

259ページを御覧ください。次に変更について御説明いたします。1目河川管理費のダム改良費につきましては、香南市の鎌井谷ダムなど3件の工事におきまして、ダム天端道路の照明LED化に伴う農作物への影響について、地元関係者との調整に日時を要したため、8億2,890万円の繰越明許費に変更をお願いするものです。

永瀬ダム管理費につきましては、しゅんせつ土の運搬経路について、地元との調整に日時を要したため、6億3,910万2,000円の繰越明許費に変更をお願いするものです。

2目河川整備費の河川改修費につきましては、中土佐町の上ノ加江川など62件の工事におきまして、工事用資機材の搬入路等について、地元との調整に不測の日数を要したため、21億9,401万5,000円の繰越明許費に変更をお願いするものです。

水防活動費につきましては、高知市の鏡川の水位観測施設建物の長寿命化工事におきまして、工事に伴う通行規制の調整に日時を要したため、3億2,473万2,000円の繰越明許費に変更をお願いするものです。

3目河川改良費の防災・安全交付金事業費につきましては、日高村の日下川など6件の工事におきまして、工場用資機材の搬入路について地元との調整に不測の日数を要したため、34億4,380万円の繰越明許費に変更をお願いするものです。

大規模特定河川事業費につきましては、土佐町の地藏寺川など2件の工事におきまして、

工事の施工に伴い発生する振動の問題について、地元との調整に不測の日数を要したため、5億7,050万円の繰越明許費に変更をお願いするものです。

河川メンテナンス事業費につきましては、高知市の舟入川の工事におきまして、新型コロナウイルスに伴う部品供給の遅れにより不測の日数を要したため、7億3,778万9,000円の繰越明許費に変更をお願いするものです。

以上で、河川課の説明を終わります。

◎土居委員長 質疑を行います。

(なし)

◎土居委員長 質疑を終わります。

以上で、河川課を終わります。

〈防災砂防課〉

◎土居委員長 次に、防災砂防課の説明を求めます。

◎藤村参事兼防災砂防課長 それでは防災砂防課の令和5年度当初予算及び令和4年度補正予算について御説明いたします。

最初に令和5年度当初予算について御説明いたします。資料②議案説明書（当初予算）の530ページをお開きください。まず、歳入予算ですが、第7款分担金及び負担金の8目土木費負担金は、急傾斜地崩壊対策のための砂防関係事業の実施に伴う、市町村の負担金です。

第8款使用料及び手数料は、砂防堰堤敷地の土地使用料や、工事の施工証明書の交付に係る手数料です。

第9款国庫支出金の7目災害復旧費負担金は、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法に基づく国の負担金です。

続きまして531ページを御覧ください。11目土木費補助金は、砂防関係事業に対する国の交付金や補助金です。

第15款県債の11目土木債及び14目災害復旧債は、歳出予算に伴う県負担分の財源措置を行うものです。

532ページをお開きください。以上、令和5年度の歳入予算の合計は81億1,135万5,000円です。

続きまして歳出予算について御説明いたします。533ページを御覧ください。右の説明欄に記載されている順に主なものについて御説明いたします。最下段の1目砂防費は、県が単独で実施する砂防関係事業に要する経費です。

1 砂防諸費は、住民による自主防災活動を支援するため、防災訓練や防災学習会などで活用する啓発資料の作成等に要する経費です。

2 砂防調査費は、国庫補助事業要望のため、新規事業の検討や砂防関係施設の効率的な

維持管理を実施するための台帳整備等を実施する経費です。

534ページをお開きください。3砂防、地すべり及び急傾斜指定地管理費は、土砂災害に対する警戒避難を支援する防災情報の提供のための、雨量観測施設48局の維持管理などを行うものです。

4砂防単独事業費は、国の交付金事業等の採択基準を満たさない比較的小規模な土砂災害対策施設の整備などを行うための経費で、香南市宮前地区での県単急傾斜地崩壊対策事業などの事業費を計上しております。

5がけくずれ住家防災対策費は、国の補助事業の対象とならない小規模な斜面にもきめ細かく対応するための市町村が実施する防災事業への県の補助金です。

6土砂災害対策支援事業費は、土砂災害特別警戒区域内において、やむを得ず、住宅の建て替え等を行う場合に必要な住民の防災対策への間接補助事業です。

2目砂防整備費は、国の交付金事業や補助事業を活用して実施する砂防関係事業に要する経費です。1防災・安全交付金事業費は、砂防事業では高知市のみづき奥谷川、地滑り対策事業では仁淀川町の長者地区、急傾斜地崩壊対策事業では室戸市の入木地区など計86か所でのハード対策に要する経費を計上しております。

2特定土砂災害対策推進事業費は、国の補助事業を活用して実施する砂防関係事業で、道路保全など事業間で連携して行う対策として、安田町の下町谷川など計16か所の整備と、砂防関係施設の老朽化対策に要する経費を計上しております。

3砂防等基礎調査費は、土砂災害対策工事が完了した箇所などの土砂災害警戒区域や土砂災害特別警戒区域の解除、見直しを実施するための経費です。

4国直轄砂防事業費負担金は、国土交通省四国山地砂防事務所が実施している直轄事業に対する県の負担金です。

続きまして535ページを御覧ください。3目災害関連費について説明いたします。1災害関連緊急砂防事業費、2災害関連緊急地すべり対策事業費、3災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業費、1つ飛びまして、5災害関連地域防災がけ崩れ対策事業費は、令和5年度途中に土砂災害が発生した際に、緊急的に国から補助を受けて対策を実施するための緊急的な工事の発注経費を見込んで計上しております。

4河川等災害関連事業費は、一定計画の下、災害復旧費に改良費を加えて復旧することにより、再度災害を防止するための事業費であり、令和5年度の災害復旧において改良の必要が生じた場合に対処するための経費を見込んで計上しております。

最下段の6国直轄災害関連事業費負担金は、本山町の栗ノ木川や大豊町の立川川で砂防設備を整備する国直轄の特定緊急砂防事業に対する県の負担金です。

536ページをお開きください。1目土木施設災害復旧費について説明いたします。1公共土木施設災害復旧事業費は、国の補助事業に基づく災害復旧を行うための事業費です。

令和3年及び4年に発生した災害の復旧工事に要する経費に加えて、令和5年の災害に対処するための経費を見込んで計上しております。

2 県単公共土木施設災害復旧事業費は、国の補助事業の採択基準を満たさない小規模な災害が発生した場合に、県の単費で復旧を行うための経費です。

537ページを御覧ください。3 災害諸費は、災害復旧事業の採択を国に申請するために必要な現地測量及び設計などを委託するための経費です。

5 国直轄災害復旧事業費負担金は、国土交通省中村河川国道事務所などが直轄で実施している災害復旧事業に対する県の負担金です。

以上、令和5年度の歳出予算の合計は、84億5,949万7,000円で、前年度と比較しますと、6,271万5,000円の減額となっております。

引き続き令和4年度の補正予算について御説明いたします。資料④議案説明書（補正予算）の260ページお開きください。歳入予算ですが、補正額につきましては、歳出予算に連動しまして補正を行ったもので、分担金及び負担金、国庫支出金、県債の減額です。

261ページを御覧ください。補正額は合わせて22億4,178万8,000円の減額となりまして、歳入予算の合計は80億5,300万4,000円となっております。

続きまして歳出予算について御説明いたします。262ページをお開きください。1 目砂防費の1 がけくずれ住家防災対策費と2 土砂災害対策支援事業費は、市町村事業の確定により減額するものです。

2 目砂防整備費の1 国直轄砂防事業費負担金は、国土交通省四国山地砂防事務所が行う事業に対する負担金で、国の補正予算の内示差に伴い増額するものです。

3 目災害関連費の1 災害関連緊急砂防事業費から、263ページの5 災害関連地域防災がけ崩れ対策事業費は、災害関連事業を実施しなければならないような規模の災害が、新たに発生しなかったことから必要な額に減額するものです。

1 目土木施設災害復旧費の1 公共土木施設災害復旧事業費は、令和4年における災害の発生が当初の見込みより少なかったことにより減額するものです。

264ページをお開きください。2 県単公共土木施設災害復旧事業費から、4 市町村災害復旧事業指導監督事務費につきましても、同じく当初の見込みより災害の発生が少なかったことにより減額するものです。

5 国直轄災害復旧事業費負担金は、令和4年に国道56号、高知海岸大渡ダムで発生した災害などの直轄災害復旧事業に対する県の負担金で、国の事業計画に対応するため増額するものです。

以上、補正額は合わせて22億3,741万3,000円の減額となり、歳出予算の合計は85億8,167万2,000円となっておりますが、減額の主たる要因は、令和4年における災害の発生が当初の見込みより少なかったことによるものです。

続きまして繰越明許費について御説明いたします。265ページを御覧ください。繰越明許費につきましては、12月議会までも御承認をいただいておりますが、その後の状況の変化により追加、変更をお願いするものです。

まず追加ですが、1目砂防費のかけくずれ住家防災対策費につきましては、市町村工事遅延のため1億9,561万2,000円の繰越明許費をお願いするものです。

2目砂防整備費の砂防等基礎調査費につきましては、調査に伴う立入りの地元調整に日時を要したことなどにより1,260万円の繰越明許費をお願いするものです。

1目土木施設災害復旧費の公共土木施設災害復旧事業費につきましては、復旧工事に伴う地元との調整等に日時を要したことなどにより20億5,024万円の繰越明許費をお願いするものです。

266ページをお開きください。次に変更ですが、1目砂防費の砂防単独事業費につきましては、馬路村のグドラジ谷川ほか51件におきまして、工事用資材運搬に伴い発生する振動問題について、地元との調整に不測の日数を要したことなどにより7億185万3,000円の繰越明許費に変更をお願いするものです。

2目砂防整備費の防災・安全交付金事業費につきましては、安田町の内京坊地区ほか50件におきまして、工事用資材の運搬路選択に当たり、地元との調整に不測の日数を要したことなどにより22億5,724万円の繰越明許費に変更をお願いするものです。

特定土砂災害対策推進事業費につきましては、安田町の下町谷川ほか30件におきまして、工事用資材運搬に伴い発生する振動問題について、地元との調整に不測の日数を要したことなどにより20億9,875万円の繰越明許費に変更をお願いするものです。

続きまして、資料⑤議案（条例その他）の43ページをお開きください。防災砂防課からは、第68号県が行う土木その他の建設事業に対する市町村の負担の一部変更についてお諮りしています。内容につきましては、参考資料で説明させていただきます。土木部参考資料の防災砂防課のインデックスのページ、A4横、カラーの資料を御覧いただきたいと思っております。

まず、本議案の概要といたしまして、国庫補助事業である砂防メンテナンス事業の創設に伴い、急傾斜地崩壊防止施設の改築等における市町村負担の内容を定めるものです。

次にこれまでの経緯ですが、上から2つ目の枠に示しますように、急傾斜地崩壊防止施設の改築につきましては、国の防災・安全交付金の「急傾斜地崩壊防止施設緊急改築事業」により行い、市町村に負担を求めることとしておりましたが、今般、国庫補助事業である砂防メンテナンス事業が創設され、この事業により、これまでの施設の改築に加え、修繕や更新を含めた老朽化対策を実施できることとなりました。

これに伴う市町村の負担の内容について、資料の中段より下の枠内に示しておりますが、急傾斜地崩壊防止施設に係る砂防メンテナンス事業におきましては、下の表に示す、これ

までの事業と同様に、一番下の行の施設の性能や機能の向上が図られる改築工事につきましては、市町村負担を求め、上2行の修繕、更新といった施設の機能確保のための工事につきましては、市町村負担を求めないこととしております。こうした負担の内容を定めるため、本議決におきましては、市町村負担を求める施設の改築に係る事業の名称について変更することを議案としてお諮りするものです。

以上で、防災砂防課の説明を終わります。

◎土居委員長 質疑を行います。

新しい砂防メンテナンス事業ですけど、例で挙げていますこのストンガードは、ロックネット等も含まれているんですね。

◎藤村参事兼防災砂防課長 整備例は例示としてお示ししているものでして、説明申し上げたことと繰り返して恐縮ですけども、個別の箇所ごとに、新たに機能を追加するかどうかで判断していくことになろうかと思えます。もともと、そういったものがついているところにおいては負担を求めないと思えますし、新たに追加する機能に該当する場合は、負担を相応分求めていくことになっていくかと思えます。

◎土居委員長 よくのり面にロックネットが全体的に張られていますよね。あれが老朽化してきて全体的に張り替えますよといった場合は、更新に当たるということでしょうか。

◎藤村参事兼防災砂防課長 今、例示としてお示ししていたものは更新になってこようかと考えております。

◎土居委員長 質疑を終わります。

以上で、防災砂防課を終わります。

ここで20分ほど休憩をいたします。再開は3時15分といたします。

(休憩 14時56分～15時14分)

◎土居委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

〈道路課〉

◎土居委員長 次に、道路課の説明を求めます。

◎黒岩道路課長 道路課の令和5年度当初予算案と令和4年度補正予算案につきまして御説明いたします。

最初に、令和5年度当初予算から御説明いたします。資料②議案説明書(当初予算)の539ページをお開きください。

まず、歳入です。7款分担金及び負担金は、県単道路改良に係る市町村の負担金です。

9款国庫支出金は、道路改築費補助金や社会資本整備総合交付金など、国からの補助金、交付金です。

続きまして、540ページをお願いします。14款諸収入は、国や市町村からの受託事業収入及び会計年度任用職員などの給料天引き分の労働保険料などです。

続きまして、15款県債です。道路改良や防災対策等の事業に充てる道路橋梁事業債、国直轄事業の負担金に充てる国直轄道路事業費負担金債、それから541ページにあります。災害対応の事業に充てる土木施設災害復旧債です。

以上、令和5年度の歳入予算の合計は、275億4,786万円です。

次に、歳出予算について御説明いたします。542ページをお願いします。

右の説明欄に記載されている順に主なものについて御説明いたします。

まず、1目道路橋梁管理費、1人件費は、道路のパトロール業務に従事しております道路整備員の人件費です。

2道路橋梁総務費は、543ページをお願いします。調査等委託料は、県管理道路を適切に管理するために必要な各種調査等を委託するものです。

沈下橋修繕事業費交付金は、県内に47橋あります市町村が管理する沈下橋のうち、道路法に基づく点検の結果、早急に修繕が必要と判断された橋梁が速やかに修繕されるよう、市町村を支援するものです。

続きまして、3道路維持管理費は県が管理します国道及び県道の維持管理に要する経費です。主な内容は、道路維持補修に係る委託料や、トンネル、橋梁、交通安全施設等の小規模な修繕工事請負費などです。

次に4渡船費は、一般県道弘岡下種崎線の長浜種崎間における県営渡船の運行に係る委託料及び運営に係る経費です。

5道路改良費のせいかつのみち整備事業費は、日常生活の安全安心を確保するために、比較的小規模な道路改良工事を行うための予算です。

544ページをお願いします。地方特定道路整備事業費は、産業や地域の暮らしを支えるために、県単独で道路を整備する予算です。

あんぜんな道づくり事業費は、落石による危険箇所解消のため、落石防護柵などの対策工を行い、通行の安全を図るものです。

交通安全施設整備費は、道路の安全な通行を確保するため、交差点の改良や歩道、防護柵などの交通安全施設の整備を行うものです。

公共施設等適正管理推進事業費は、道路の長寿命化対策を推進するため、計画に基づき舗装の修繕を行うものです。

6道路情報化推進事業費は、冬季の路面状況の情報を提供する道路カメラシステムの運用保守や、道路台帳管理システムの保守などを行う経費です。

7高規格道路等建設促進事業費の四国開発幹線自動車道建設期成同盟会負担金は、四国8の字ネットワークの整備促進のため、四国4県で取り組んでおります、知事が代表であ

る期成同盟会に対する負担金です。

高規格幹線道路等関連公共施設整備促進事業費補助金は、高知東部自動車道や四国横断自動車道などに関連する周辺整備として、香南市など5市町村が行います道路や水路等の整備に対して補助を行う経費です。

続きまして、2目道路橋梁改良費です。説明欄1道路改築費は、国道などの大規模な道路改良を行うもので、地域高規格道路、阿南安芸自動車道の一部となっています国道493号北川道路におきまして道路改築を進めております。

2社会資本整備総合交付金事業費は、国道やインターチェンジにアクセスする県道などの改良を行うものです。

3防災・安全交付金事業費は、県民の命と暮らしを守るため、道路改良、防災・震災対策、道路修繕、交通安全対策などを行うものです。

545ページ、4道路メンテナンス事業費は、橋梁やトンネルなどの長寿命化を図るため、点検や修繕工事を実施するものです。

5土砂災害対策道路事業費は、土砂災害の発生により、緊急輸送道路などの幹線道路の交通が寸断されることを防止するため、のり面対策を行うものです。

6道路交通安全施設等整備事業費は、通学路における交通安全対策について、通学路合同点検により抽出された対策必要箇所における交通安全対策を計画的かつ集中的に実施するものです。

8国直轄道路事業費負担金は、国が管理する国道の改良費等に係る県の負担金です。

以上を合わせまして、歳出の合計は311億2,489万3,000円で、前年度と比較しますと6億4,248万円の増額となっております。

続きまして、547ページをお開きください。債務負担行為です。

1つ目の沈下橋修繕事業費交付金は、令和5年度に起債を充当して沈下橋の修繕工事を実施する市町村に対し、その翌年度に市町村が実質負担する起債の元金償還額の2分の1に相当する額を交付するため、債務負担行為を設定するものです。

国道493号道路改築費から国道194号土砂災害対策道路事業費までの5件につきましては、大規模な橋梁工事等のため、複数年にまたがる契約となることから、債務負担をお願いするものです。

以上が令和5年度当初予算です。

続きまして、令和4年度補正予算について御説明いたします。資料④議案説明書（補正予算）の267ページをお開きください。

歳入につきましては、12月議会でお認めいただいた、国の防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策を踏まえた令和4年度補正予算の内示差補正に伴います国庫補助金や県債の増額などで、補正額は合計18億1,228万4,000円の増額です。

次に、歳出ですが、268ページをお願いします。

右の説明欄に記載されています順に、主なものについて御説明いたします。

まず、1目道路橋梁管理費です。1道路維持管理費は、災害応急に要する工事費が見込みを下回ったために減額を行うものです。

次に、2目道路橋梁改良費です。1道路改築費から7国直轄道路事業費負担金につきましては、受託事業の精算による減や、国補正予算等の内示差補正に対応するためのものです。

以上を合わせまして、歳出の合計は次の269ページにあります。412億5,716万9,000円となり、補正前と比較して17億1,337万1,000円の増額です。

続きまして、繰越明許費について御説明いたします。270ページをお願いします。

繰越明許費につきましては、12月議会まででも御承認をいただいておりますが、その後の状況の変化により追加変更をお願いするものです。

まず、追加です。1目道路橋梁管理費の道路橋梁総務費につきましては、測量設計等に伴う関係機関との調整に日時を要しましたため、603万9,000円を繰越明許費としてお願いするものです。

また高規格道路等建設促進事業費につきましては、市町において入札不調などにより、工事が遅れましたことから、2億2,525万7,000円を繰越明許費としてお願いするものです。

次に、271ページをお願いします。繰越明許費の変更です。

まず、1目道路橋梁管理費の道路改良費につきましては、県道石鎚公園線など21件の工事におきまして、計画調整等に日時を要しましたため、16億8,005万4,000円の繰越明許費に変更をお願いするものです。

次に、2目道路橋梁改良費の道路改築費につきましては、国道493号北川道路におきまして、関係機関との計画調整などに日時を要しましたため、24億7,112万9,000円の繰越明許費に変更をお願いするものです。

社会資本整備総合交付金事業費につきましては、国道494号など8件の工事におきまして、計画調整に日時を要したことや、国の補正予算の内示差に対応するため、43億2,687万7,000円の繰越明許費に変更をお願いするものです。

防災・安全交付金事業費につきましては、県道坂瀬吉野線など40件の工事におきまして、計画調整等に日時を要したことや、国の補正予算の内示差に対応するため、136億4,041万円の繰越明許費に変更をお願いするものです。

道路メンテナンス事業費につきましては、橋梁修繕など10件の工事におきまして、計画調整等に日時を要したことや、国の補正予算の内示差に対応するため、61億5,144万円の繰越明許費に変更をお願いするものです。

土砂災害対策道路事業費につきましては、国道194号の工事におきまして、国の補正予算

の内示差に対応するため、3億7,905万8,000円の繰越明許費に変更をお願いするものです。

最後の道路交通安全施設等整備事業費は、県道足摺岬公園線など2件の工事におきまして、用地交渉に日時を要したことや、国の補正予算の内示差に対応するため、12億33万8,000円に変更をお願いするものです。

次に、272ページをお願いします。債務負担行為の変更です。沈下橋修繕事業費交付金において、補助対象市町村の事業が一部繰り越すことにより、交付金の交付期間も1年延長させる必要があるため、期間の変更を行っております。

以上で、道路課の説明を終わります。

◎土居委員長 質疑を行います。

◎上治委員 予算の組み方で、道路橋梁管理費と道路橋梁改良費で見たら、道路橋梁管理費のほうは交通安全施設整備費、道路橋梁改良費のほうは道路交通安全施設等整備事業費とか、それから道路橋梁管理費のほうは公共施設管理事業といったら舗装の長寿命化、道路橋梁改良費の道路メンテナンスは、橋梁やトンネルの長寿命化と言われるんですが、これは、県費単独が主たるものが道路橋梁管理費で、財源で国の交付金とかが該当するのが、主に道路橋梁改良費という考え方でいいんですか。

◎黒岩道路課長 おっしゃるとおり、道路橋梁管理費は県単独費で組んでおりまして、2目の道路橋梁改良費につきましては、国庫補助事業で構成されております。

◎上治委員 せいかつのみち整備事業費というのがありますよね。これは小規模の改良ということなので、1.5車線ではなくて、例えばどういうのがせいかつのみち整備事業費になっているんですか。

◎黒岩道路課長 せいかつのみち整備事業費につきましては、本当に規模の小さな待避所の整備とか、のりを立てて僅かでも幅員を広げるといった、基本的には交付金の補助の対象にならないと。単独費の中にも地方特定道路整備事業費という起債事業、いわゆる計画を持って起債をする事業があるんですけど、それにも該当しないぐらいの小さな事業をこちらで対応しています。

◎中根委員 543ページの渡船費ですけれども、浦戸のほうは新しく船を造船するというお話を伺いましたが、今いろんなものが高騰している中で、委託費用がどのくらい違っているのか分かりますか。

◎黒岩道路課長 こちらの渡船費につきましては、対象となっておりますのは県道弘岡下種崎線の長浜と種崎の間を運航しております渡船の経費です。こちらの運航委託料ですが、現在、入交海運（株）と複数年契約をして事業を行っております、令和3年、4年、5年の3か年で事業をしております。こちらが、令和5年度の年割額で、当初3か年で契約したうちの令和5年度の相当分となっております。御質問のいろんな経費の増大につきましては、基本的には3か年の契約の中での対応ではなく、その都度、対応をしなければな

らないと思うのですが、今のところ受託者からの変更の申出は、上がってはきておりません。

◎中根委員 分かりました。ただ、高騰の仕方が半端ではない、近年になかった中身ですから、こういう異例の場合の対応策を県はお持ちですか。

◎黒岩道路課長 基本的に燃料費は、この運航等の委託費の中でなく、外のほうで支弁しております。また、電気代につきましても、待合所の電気代等々につきましても、委託費の中ではないことから、基本的には運航をお願いしております方々の給与等々に係る経費が積み上げの原資になっておりますので、いわゆる燃料費高騰が、委託料を圧迫しているということではないと認識しております。

◎弘田委員 繰越明許費明細書の追加で、270ページで高規格道路等建設促進事業費が市町村工事遅延のためという説明で入札不調となっていたけど、これは国がやっていると思ったけど、市町村ですか。

◎黒岩道路課長 いわゆる東部自動車道であったり、四国横断自動車道などの道路のセンターから500メートルの範囲内にあります、市町村が管理いたします道路、農道であったり、水路、水路の場合はセンターより下流のことですが、そこを改良するための経費に補助をするので、事業主体は市町村です。

◎弘田委員 業者の人に聞いたんですけど、業者が事業のしやすさがあるって国、県、市町村の順に取っていて、だんだん市町村の事業について不調不落が多いんだという話を聞いてなるほどと思ったんですけど、せつかく予算を取ったわけなので、繰越明許とかいろんな方法で予算の消化をしないといかんのだけど、不調不落がなるべく少なくなるような努力をさらにやってくれないかなと思って。要望をしておきますのでよろしくお願いします。

◎中根委員 道路交通安全施設等整備事業費が出ています。一昨年あたりに全国調査をして、県警と道路と振り分けたと思うんですけども、来年度の予算などで、進捗率ってどのあたりまでいくのか。昨年お聞きしたときにもう一気にいくのかなと思ったら、なかなか時間がかかるというお話があって、ちょっと私の思いとは違ってきて驚いたんですけども、来年度でどの程度までいくのか教えてください。

◎黒岩道路課長 千葉県の人街の交通事故を受けての点検に基づいた対策のことであろうかと思います。そちらの事業につきましては、545ページの道路橋梁改良費の6道路交通安全施設等整備事業費に、人街を受けました対象道路の改良に要する経費が計上されております。県で127か所を対応するという計画で、昨年度取りまとめて公表しております。そのうち、昨年たしか業務概要委員会するときにもお話ししたと思いますが、県の場合は歩道の整備とか大きな事業費を持ったものを対象としておりますことから、進捗がなかなか100%にはいきませんので時間がかかっておりますが、進捗率でいいますと令和4年以降に68か所残ることとなります。

◎中根委員 今後の見通しはどうか。あと何年でとか。

◎黒岩道路課長 先ほども申しましたように、歩道整備に長期間要するというので、100%の完了の年次を現在は持ち得ていないということです。

◎中根委員 この委員会にも、以前具体的に写真入りで市町村から要望があつて、本当に危ないところを通学したりしているんだけど、これを改良するのは大変だなという思いがあります。だけど、地権者の方や住民の方の協力も得ながらいい方向に持っていかなければ、子供たちだけでなくみんなにとって安全な道路になっていかないので、まだ半分強ということなので、予算も手間暇もかかりますけれども、一気に頑張っただけならば、要望しておきたいと思います。お願いします。

◎岡田委員 県道の通学路ですけども、要望なんかも結構聞くんですけども、県としてはどう把握されていますか。

◎黒岩道路課長 各出先12事務所で各市町村からの改良でありますとか、要望は受けております。市町村からの要望に基づきまして、精査していろんな事業で乗せたりという対応を取っております。

◎岡田委員 例えば、具体的に何件ぐらい県に要望が上がっているというのは分かりますか。

◎黒岩道路課長 先ほども申しましたように、八街を受けた後に通学路で点検をして県の道路で対応が必要とされるのが127か所となっておりますので、それ以外の通学路までは、系統立った数字は持ち得ていないということです。

◎土居委員長 質疑を終わります。

以上で、道路課を終わります。

お諮りいたします。以上をもって、本日の委員会は終了とし、この後の審査についてはあした行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

(異議なし)

◎土居委員長 それでは、以降の日程については、あしたの午前10時から行いますので、よろしく願いいたします。

本日の委員会はこれで閉会します。

(15時46分閉会)